

吉賀町告示第144号

令和3年第3回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月17日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和3年9月7日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桑原 三平君

三浦 浩明君

桜下 善博君

松蔭 茂君

中田 元君

大多和安一君

河村 隆行君

大庭 澄人君

河村由美子君

庭田 英明君

藤升 正夫君

安永 友行君

○9月10日に応招した議員

○9月13日に応招した議員

○9月14日に応招した議員

○9月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

令和3年9月7日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和3年9月7日 午前9時01分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第3号 地球温暖化対策推進を求める意見書(案)
- 日程第6 発議第4号 最低賃金引き上げ事業者への支援で経営継続を求める意見書(案)
- 日程第7 認定第1号 令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第3号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第8号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第9号 令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第17 議案第53号 請負契約の変更について(令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事)
- 日程第18 議案第54号 町有財産無償貸付期間の更新について
- 日程第19 議案第55号 吉賀町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第56号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第57号 吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例について

- 日程第22 議案第58号 令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第59号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第60号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第61号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第62号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第63号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第64号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第65号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第30 同意第13号 吉賀町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第31 同意第14号 吉賀町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第32 同意第15号 吉賀町功労表彰者の選定同意について
- 日程第33 人権擁護委員の推薦の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第3号 地球温暖化対策推進を求める意見書（案）
- 日程第6 発議第4号 最低賃金引き上げ事業者への支援で経営継続を求める意見書（案）
- 日程第7 認定第1号 令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第3号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第8号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第9号 令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定について

- 日程第16 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第17 議案第53号 請負契約の変更について（令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事）
- 日程第18 議案第54号 町有財産無償貸付期間の更新について
- 日程第19 議案第55号 吉賀町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第56号 吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第57号 吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第58号 令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第59号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第60号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第61号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第62号 令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第63号 令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第64号 令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第65号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第30 同意第13号 吉賀町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第31 同意第14号 吉賀町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第32 同意第15号 吉賀町功労表彰者の選定同意について
- 日程第33 人権擁護委員の推薦の件について

出席議員（12名）

1 番 桑原 三平君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 松蔭 茂君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前9時01分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、令和3年第3回吉賀町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、10番、庭田議員、11番、藤升議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番、桜下議会運営委員長。

○議会運営委員長（桜下 善博君） 本定例会は、本日9月7日より9月24日までの18日間と決定しました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、お諮りします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から9月24日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から9月24日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりです。監査委員よりの例月出納検査報告及び議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。

本日、令和3年第3回の定例会を招集しましたところ、全議員に御出席をいただきまして大変ありがとうございました。動静報告の前に、本定例会に上程いたします議案について触れておきたいと思います。

本日、まず上程をする議案でございますが、全部で26件となっております。内訳といたしましては、令和2年度一般会計ほか各会計の決算認定が9件、財政指標の報告が1件、請負契約の変更が1件、町有財産無償貸付期間の更新が1件、条例の一部改正が3件、一般会計ほか各会計の補正予算が8件、教育委員会の任命同意2件、そして、町の功労表彰者の選定同意1件という内訳でございます。この後、順次議案を上程いたしますので、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げておきたいと思います。

なお、前段開催されました議会運営委員会でお知らせをしておりますが、本定例会の会期中及び最終日のところで数件の議案を上程する準備をしておりますので、この点についても御承知おきをいただきたいと思います。

それでは、お手元の資料によりまして動静報告をさせていただきたいと思います。

本日報告いたしますのは、6月の定例会以降、昨日までのところでございます。

まず、6月の定例会につきましては、6月の11日に招集をさせていただきまして、18日までの会期でございました。

それから、会期中でございましたが、6月の16日の水曜日早朝、柿木、木部谷で建物火災が発生いたしましたので、現場とこちらの本庁舎の間での連絡を取りながら対応をさせていただきました。

19日の土曜日でございます。午前・午後ということで、六日市地区、朝倉地区、両地区の町政座談会を開催をいたしました。

2 1 日月曜日でございます。益田で行われました石見空港ターミナルビル株式会社、株主総会と取締役会のほうへ出席をしております。

2 3 日の水曜日は、町の防災会議を防災センターで開催をしております。

2 6 日の土曜日、柿木地区の町政座談会、それから、午後のところでは、六日市病院で行われておりました新型コロナウイルスのワクチンの集団接種会場のほうへ出かけております。

2 ページに入りまして、2 8 日でございます。津和野町の橘井堂を御訪問させていただきました。三輪理事長と下森事務部長と面会をさせていただきました。御報告申し上げますが、町の集団接種についての御協議をさせていただいたところでございます。

7 月に入りまして、1 日は、例年の「社会を明るくする運動」のメッセージの伝達がございました。

3 日の土曜日は、吉賀高等学校の支援協議会の総会を行いました。

4 日は、蔵木地区の町政座談会を旧蔵木中学校体育館で行っております。

5 日の月曜日でございます。県の町村会の決算監査会へ松江へ出かけております。

6 日の火曜日でございます。浜田で行われました益田地区各種期成同盟会の要望活動ということで、浜田河川国道事務所のほうへ出かけまして、例年は広島の整備局のほうへ出かけますが、コロナの関係もあるということで、ウェブで浜田市のほうから要望活動を行ったところがございます。

翌日の7日水曜日でございます。全国水源の里連絡協議会要望活動ということで上京いたしました。実は、今年になりまして、県の過疎地域対策協議会の会長を私のほう仰せつかっております。その充て職ということで、この全国水源の里連絡協議会の副会長の職をあずかることになっております。そうしたことがございましたので、7日の日には、会長を務めます京都府の綾部市長、それから、同じく副会長の岡山県の真庭市長、それから、監査を行っております北海道の中川町長御一緒に、内閣府、総務省、環境省、林野庁、こちらのほうへ要望活動に出かけました。

翌日の8日から9日は、大雨の警戒待機でございます。

1 1 日は、六日市体育館で行われておりましたワクチンの集団接種の会場へ訪問いたしまして、午後は、初めてになりますが、サンフレッチェ広島のフレンドリータウン事業のほうへ出席をいたしました。

1 2 日月曜日は、澄川喜一先生、津島雄二先生と面会をしております。

1 4 日は、なかなか就任されて会うことができませんでした宇部の篠崎市長と面会をいたしまして、もう一つは、宇部の常盤公園、ビエンナーレの関係で大変お世話になっておりますので、訪問したところがございます。

3 ページに入りまして、1 6 日でございます。就任をされました島根県の政策企画局の太田局

長並びに島根県の教育委員会の野津教育長が、それぞれ御挨拶に来庁されました。

18日の日曜日は、町の総合防災訓練で、朝倉の方に大変お世話になりまして、公民館のほうで開催をしたところでございます。午後のところで、ふれあい会館で行ってございました集団接種会場のほうへ出かけております。

19日は、県土連の連合会を訪問いたしまして、その後、島根県知事との意見交換会並びに県の町村会の定期総会へ出席をいたしました。

20日は、益田地区広域事務組合の臨時会、それから、その日の午後は島根県の松尾顧問が来庁されまして、障がい者総合支援センターを訪問していただくとともに、その後は、役場のほうで意見交換をしております。

21日は、国保連の理事会で出席をしております。

23日は、集団接種が行われまして、体育館に行きましたが、この日は、町内外国人在住約150名の方を対象にした接種をしております。

26日でございます。ヨシワ工業の本社のほうを訪問させていただくと同時に、吉賀六日市会の会長と面会をしております。

28日は、全国治水砂防協会の島根県支部の役員会と通常総会でございます。

29日は、七日市地区の町政座談会、30日は、県の森林協会の通常総会と国保連の通常総会でございます。

4ページになりまして、8月でございます。4日でございますが、深谷大橋の件で島根県知事への要望活動を行っております。このときには、中村島根県議会議員と町議会のほうからも安永議長に御同伴をいただいたところでございます。その後は、鹿足土木協会の要望活動、総会、それから、参議院議員の進藤金日子先生に面会をしております。これは県土連の土地改良事業の関係でございます。

それから、8月の5日は、深谷大橋の案件で、岩国の福田市長のほうと岩国市役所のほうで面会をしております。

8月の7日の土曜でございます。有飯で発生いたしました原野火災の対応をしております。それから、その日の夕刻から柿木地域で大規模な停電が発生いたしましたので、その対応をしております。

8日は、消防団長宅の御葬儀のほうへ参列をさせていただきました。

8日、9日にかけては、台風の警戒待機でございます。

11日は、県土連の正副会長会議、それから、8月の12日から、これがまた大雨の対策協議、警戒ということで、結果的には8月の17日まで、お盆明けの17日まで大雨の警戒待機を要しております。この間、コロナのワクチンの集団接種をそれぞれ12、13、14、15まで

行いまして、15日までのところで集団接種が完了をいたしました。ということでございますので、16日の月曜日には、早速この集団接種でお世話になりました町の社会福祉協議会の会長、町の民児協の会長並びに鹿足郡の薬剤師会の会長のほうへお礼の御挨拶に伺いました。

18日でございます。コロナの関係でサンネットにちはらに収録に出かけております。

19日は、町議会の臨時会を招集させていただきました。同じくその日の午後は、集団接種で大変お世話になりました医療法人橘井堂の三輪理事長並びに下森事務部長のほうへお礼の御挨拶に伺わさせていただきました。

20日の金曜日でございます。島根大学附属病院に新しく病院長に就任されました椎名病院長が来庁されました。その後、島根大学の服部学長が来庁されたところでございます。

23日、これも集団接種でお世話になりました岩国市在住の能美強先生のほうへ、お礼の御挨拶に伺いました。

それから、8月の26日から町内のおおむねの小・中学校で2学期が始まりました。コロナの感染拡大が非常に懸念をされておりましたので、27日のところで感染防止対策をしっかり取っていただきたいというお願いで、町内の保育所、小学校、中学校、高等学校、六日市学園のほうへ訪問させていただきました。

31日は、議会の全員協議会でございます。

最後6ページでございますが、同じく中学校のほうへコロナの感染拡大防止の要請のお願いに上がりました。それから、その日の夕刻、立戸のスポーツ公園でございましたが、国民体育大会代表権獲得記念横断幕等贈呈とあります。実は、臨時会のほうでも予算を御承認いただきまして、三重国体へ出場権を獲得されましたお二人のために横断幕と懸垂幕を早速作成をさせていただいて準備しておりましたが、残念ながらコロナの関係で、その国体が中止をされるということになりました。せっかくの作成をした記念のものでございますので、今回、岡山県代表ということで選出されました関西高等学校3年の岩本君と吉賀中学校3年の加藤さんお二方に、この横断幕と懸垂幕のほうを贈呈をさせていただいたということでございます。同じく、このクラブの関係者の方にも御出席をいただいたということでございました。

9月に入りまして、1日でございます。津和野土木事業所要望活動とございます。これは、6月の11日に蔵木地区の自治会長会から提出をされました陳情書に対応するものでございまして、蔵木地区の利光橋から重則橋までのこの間の河川改修等の要望を、直接津和野土木事業所の所長のほうへさせていただいたということでございます。この日は、先ほど申し上げました町内の小学校の感染対策の要請の訪問もさせていただいたところでございます。

以上でございます。

日程第5. 発議第3号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第3号地球温暖化対策推進を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第3号地球温暖化対策推進を求める意見書（案）について、読み上げて提案させていただきます。

発議第3号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

地球温暖化対策推進を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。理由としまして、地球温暖化を防止し、異常気象による犠牲と被害の防止に寄与するためであります。

裏を見ていただきまして、地球温暖化対策推進を求める意見書（案）、近年、地球温暖化が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、国内においても数十年に一度というレベルの猛暑や台風・豪雨の頻発により多くの人命が失われるとともに、家屋や河川等を含む施設、果樹・農作物などに甚大な被害をもたらしています。

2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みとして、2015年に日本を含む世界196か国が合意して締結したパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化前と比べて、今世紀末には2度を大きく下回るようにし、1.5度に抑える努力を継続するという新たな目標を掲げ、各国において温室効果ガスの削減目標を定め、その達成に向けた取り組みが進められています。

政府が4月に発表した2030年度の削減目標は、2013年度比で46%削減ですが、2010年比にすると42%減であり、国連が示した2030年までに2010年比45%よりも低いものです。先進国は2030年までにEUは55%減、イギリスは68%以上減、バイデン政権の下、パリ協定に復帰したアメリカは50から52%減など、最低でも50%以上、60%台の削減目標を掲げています。

8月9日に発表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書は、現実の異常気象がどの程度温暖化の影響によるものかを科学的に示すようになったことなど、最新の科学の知見が示されています。

国会及び政府におかれましては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現に向け、IPCCの第6次評価報告書の知見を十分に取り入れ、再生可能エネルギー電気の導入を可能にする送電網の拡充と優先接続の確立、再生可能エネルギーの導入・推進、省エネを含む新技術の開発促進と普及等、気候変動対策をさらに強力に進めるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣としております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより、提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをいたします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第6 発議第4号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第4号最低賃金引き上げ事業者への支援で経営継続を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、発議第4号につきまして、読み上げて提案させていただきます。

発議第4号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

最低賃金引き上げ事業者への支援で経営継続を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。理由、最低賃金の引き上げで事業者が経営困難とならない仕組みをつくることで、地方経済の維持と働き口の確保を図るためであります。

めくっていただきまして、最低賃金引き上げ事業者への支援で経営継続を求める意見書（案）、2021年度の最低賃金は、中央最低賃金審議会が全国一律28円を目安に引き上げるよう答申し、各都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会の最低賃金改定額の目安を参考に審議、答申し、島根県の最低賃金は現在の792円から32円多い824円となります。

国においては、「最低賃金引き上げに向けた中小企業、小規模事業者への支援事業」により、生産性の向上など経営改善、設備投資、商品の販路拡大に取り組む事業者に一定の支援をする制度や、最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請け価格に適切に反映されるこ

とを促すための「価格交渉促進月間」も設けています。

しかし、現場では、これらの取組みに対応できない事業者が多数です。なぜなら、今でも原価割れでも契約せざるを得ない、この契約を断ったときは次の受注の保障がないなど、大変弱い立場であり、価格決定に事業者の意思が反映しない業種もあります。

国会並びに政府におかれましては、小規模な事業者が事業を継続できるよう、下記の取組みを実施していただきますよう強く求めます。

記、1、最低賃金引き上げ分を補填する制度を設けて、最低賃金を引き上げた事業者へ直接支援を行うこと。

2、中小零細事業者の社会保険料負担の増額分を支援する制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣としております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

ここでお諮りをします。本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第7、認定第1号令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認

定についてから日程第15、認定第9号令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、決算認定9件について一括で上程をさせていただきます。

認定第1号令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第2号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第3号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第4号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第5号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第6号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第7号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第8号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第9号令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法（昭和22年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度吉賀町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします出納室長並びに建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、詳細説明を求めます。認定第1号から認定第8号は、中林出納室長から説明をしていただきます。それから、最後の認定第9号は、企業出納員の早川建設水道課長のほうから詳細説明をしていただきます。

最初に、それでは、中林出納室長。

○出納室長（中林知代枝君） おはようございます。それでは、ただいまから令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書の御説明を申し上げます。決算書とお手元にお配りしております参考資料を中心に御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、一般会計の決算についてでございます。決算書2ページをお開きください。参考資料につきましては2ページ、グラフにつきましては3ページを御覧ください。

それでは、参考資料の2ページ中段を御覧ください。一般会計、令和2年度の歳入の合計欄でございます。歳入決算額は79億2,483万4,287円、前年度比7億8,199万5,691円、10.9%の増でございます。下段の歳出の合計欄でございます。歳出決算額につきましては、77億5,816万5,454円、前年度比7億9,348万6,247円、11.4%の増となり、歳入歳出ともに前年度より増額となりました。

歳入の増減要因でございます。参考資料3ページを御覧ください。上段のグラフで顕著な差を示す項目を中心に御説明を申し上げます。

まず、参考資料2ページ、歳入総額のおよそ7%を占める町税でございます。前年度比1,301万4,825円の増額でございます。内訳といたしましては、町税につきましては、給与所得等の減額により前年度比98万円の減額となりました。固定資産税につきましては、償却資産等の調査課税による前年度比1,549万円の増額でございます。軽自動車税につきましては、税制改正等の影響により、前年度比140万円の増額でございます。入湯税につきましては、新型コロナウイルス感染症による集客減少及び営業縮小等に伴う影響により181万円の減額となりました。

次に、参考資料2ページの町税の下の地方譲与税についてでございます。森林環境譲与税の増

額により前年度比1,268万4,995円の増額となりました。

地方譲与税から5番目にあります歳入総額の1.7%を占める地方消費税交付金につきましては、消費税率改定により前年度比2,433万9,000円の増額となりました。

続きまして、参考資料2ページ、歳入の地方消費税交付金から4番目にあります歳入総額の43%を占める地方交付税についてでございます。公債費に係る基準財政需要費額の増加等により、普通交付税1億2,177万円の増額となりましたが、省令改正等により特別交付税1,673万円の減額となり、前年度比1億503万8,000円の増額となりました。

地方交付税から4番目にあります歳入総額の20.5%を占める国庫支出金についてでございます。前年度比9億5,740万7,243円の増額でございます。

決算書29ページをお開きください。備考欄の一番上の27、特別定額給付金事業費給付費補助金6億1,870万円の増額、そこから2つ下に下がっていただいて、29、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億6,438万円の増額、決算書31ページを御覧ください。備考欄上から3番目、09、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保等事業費補助金569万円の増額が特徴点でございます。

続いて、参考資料2ページに戻っていただいて、国庫支出金の次の県支出金についてでございます。前年度比1億588万9,961円の増額となりました。特徴点といたしましては、普通建設事業に係る保育所緊急整備事業費補助金7,383万円の増額でございます。

決算書37ページをお開きください。備考欄下から3番目でございます。豪雨対策による38、農村地域防災減災事業費交付金7,582万円の増額、続いて、決算書39ページをお開きください。備考欄中段にあります新型コロナウイルス感染防止対策等に係る06、商業・サービス業感染症対応支援事業費補助金2,232万円の増額が特徴点でございます。

参考資料2ページに戻っていただきまして、県支出金から2番目の寄附金についてでございます。ふるさと応援寄附金及び一般寄附金の増加により、前年度比9,887万428円の増額となりました。

その寄附金の下の繰入金についてでございます。前年度比2億2,023万570円の減額となりました。内訳につきましては、ふるさと創生基金繰入金4,100万円の増額、地域福祉基金繰入金1億2,510万円の減額、まちづくり基金繰入金7,114万円の減額が主な要因でございます。

次に、参考資料2ページ、歳入の一番下の町債についてでございます。普通建設事業費に係る町債発行額の減少等により、前年度比3億702万2,000円の減額でございます。

次に、歳出についてでございます。決算書56ページ、参考資料2ページ下段でございます。それに伴うグラフは、3ページ下段を御覧ください。

まず、参考資料3ページのグラフを御覧いただきたいと思います。前年度比で増額になった項目につきましては、左から2番目の総務費、2つ飛ばしまして労働費、次の農林水産業費、次の商工費、次の土木費、次の消防費、1つ飛びまして、災害復旧費、次の公債費となっております、その他の4項目につきましては、全て減額となっております。

それでは、各項目の主な増減要因または特徴点について申し上げます。

参考資料2ページ下段に戻っていただきまして、歳出、議会費についてでございます。前年度比88万7,593円の減額でございます。

その下の総務費についてでございます。前年度比6億6,296万9,511円の増額でございます。内訳につきましては、地域福祉基金積立金9,015万円の増額、決算書79ページをお願いいたします。備考欄中段にあります01、特別定額給付金事業費につきましては、前年度比6億2,679万円の増額でございます。選挙費で昨年度計上しておりました参議院議員及び知事・県議会議員選挙費1,693万円の減額が特徴点でございます。

参考資料2ページに戻っていただきまして、民生費についてでございます。前年度比8,894万4,959円の減額でございます。主な要因につきましては、昨年度計上しておりました障がい者総合福祉センター整備事業費2億8,746万円の減額でございます。また、国民年金保険総務費、国民健康保険事業特別会計繰出金が標準事務処理システム導入のため2,042万円の増額、法人保育所施設整備により児童福祉施設整備費1億763万円の増額となっております。

参考資料2ページの衛生費についてでございます。前年度比7,703万857円の減額でございます。主な要因につきましては、地域医療対策費、地域医療確保緊急対策事業補助金等の減額で5,532万円の減額となりました。また、清掃総務費で、下七日市大規模建物火災廃棄物処理の完了等により3,271万円の減額となりました。

参考資料2ページに戻っていただいて、労働費についてでございます。前年度比282万2,670円の増額でございます。

その下の農林水産業費につきましては、前年度比2,891万7,458円の増額でございます。主な要因につきましては、決算書131ページを御覧ください。備考欄上から2番目にあります02、ため池整備事業費1,680万円の増額、その下の03、用排水施設等整備事業費1,444万円の増額、その下の04、農業水利施設危機管理対策事業費634万円の増額となっております。

参考資料2ページに戻っていただきまして、商工費についてでございます。前年度比1億5,444万8,134円の増額でございます。主な要因につきましては、商工振興総務費、感染症対策関連地域商業等の支援により7,765万円の増額、決算書141ページをお願いいたし

ます。備考欄上段の生活支援を目的とした01地域経済振興券交付事業費3,207万円の増額でございます。

次に、参考資料2ページに戻っていただきまして、土木費についてでございます。前年度比9,759万8,342円の増額でございます。主な要因につきましては、橋梁新設改良補助事業費1億4,231万円の増額でございます。

その下の消防費についてでございます。前年度比1億8,800万7,628円の増額でございます。主な要因につきましては、防災行政無線のデジタル化により防災設備等設備事業費1億9,419万円の増額でございます。

その下の教育費についてでございます。前年度比2億8,554万2,286円の減額でございます。主な要因につきましては、昨年度計上しておりました吉賀中学校校舎改修の完了による中学校施設整備事業費1億8,360万円の減額、朝倉公民館整備完了による公民館施設整備事業費1億5,722万円の減額でございます。

参考資料2ページの災害復旧費につきましては、7月豪雨により前年度比3,546万1,800円の増額でございます。

続いて、その下の公債費についてでございます。償還元金及び利子の増額により前年度比7,566万6,399円の増額でございます。

続いて、興学資金基金特別会計決算の御説明を申し上げます。参考資料4ページの上段でございます。グラフにつきましては、参考資料5ページを御覧ください。参考資料4ページの歳入歳出の計でございます。歳入歳出決算額につきましては1,640万7,691円となり、前年度比7万18円の減額でございます。

歳入につきましては、上から2番目の繰入金でございます。興学資金基金繰入金が前年度比54万円の減額となっており、主な要因は、基金取崩しの減額でございます。歳出につきましては、貸付金の減額が主な要因となっております。

続きまして、国民健康保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。参考資料は4ページの中段、グラフは参考資料5ページ中段を御覧ください。

参考資料4ページ、歳入の計でございます。歳入決算額8億5,438万8,899円、前年度比5,818万3,032円、7.3%の増でございます。歳出の計を御覧ください。歳出決算額8億4,188万8,990円、前年度比4,601万3,251円、5.8%の増となりました。

歳入の主な要因につきましては、参考資料4ページの国民健康保険税の欄でございます。税率変更により、前年度比143万344円の増額でございます。標準事務処理システム導入に係る上から3番目の国庫支出金につきましては、前年度比480万5,000円の増額でございます。その国庫支出金から2つ下の県支出金につきましては、前年度比4,560万4,785円の増額

でございます。県支出金の2つ下の繰入金につきましては、前年度比1,912万597円の増額となりました。

次に、減額についてでございます。歳入の下から2番目の繰越金につきましては、前年度比1,337万7,557円の減額となりました。

歳出についてでございます。標準事務処理システム導入に伴い、総務費が前年度比8,909万1,653円の増額でございますが、コロナ禍における受診控えの影響等により、その下の保険給付費につきましては、前年度比2,844万5,045円の減額となっております。また、その下の事業費納付金につきましては、前年度比1,430万1,008円の減額となりました。

続いて、後期高齢者医療保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。参考資料は、6ページ上段でございます。グラフにつきましては、参考資料7ページを御覧ください。

参考資料6ページの歳入の計を御覧ください。歳入決算額2億5,257万5,501円、前年度比1,249万6,866円、5.2%の増となりました。

歳出の計を御覧ください。歳出決算額2億5,177万607円、前年度比1,245万4,800円、5.2%の増となりました。

歳入の主な要因につきましては、保険料改定により、保険料、前年度比1,137万5,710円の増額となります。歳入の下から2番目の諸収入につきましては、令和元年度療養給付費の精算による返還金により、前年度比435万8,104円の増額となりました。歳入の上から3番目の繰入金につきましては、前年度比260万3,020円の減額となりました。

歳出につきましては、総務費以外は全て増額となっております。主な要因につきましては、総務費においては、前年度計上しておりました職員の給与費の減額により、前年度比602万1,949円の減額となっております。その下の広域連合の納付金につきましては、前年度比1,829万289円の増額となりました。

続きまして、介護保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。

参考資料6ページ中段、グラフは、7ページ下段を御覧ください。参考資料6ページの歳入の計を御覧ください。

歳入決算額11億8,250万8,049円、前年度比2万7,789円。歳出決算額につきましては、11億5,262万8,871円、前年度比1,854万182円、1.6%の減となりました。

歳入の主な要因についてでございます。介護保険基準額の改定を行ったため、保険料につきましては、前年度比754万7,638円の増額でございます。保険料から2番目にあります国庫支出金につきましては、前年度比94万1,794円の増額でございます。歳入の下から2番目

にあります繰越金につきましては、前年度比636万6,325円の増額となりました。

歳出の保険給付費の減額に伴う公費負担部分が減額となり、上から4番目にあります支払基金交付金が、前年度比303万3,816円の減額となりました。その下の県支出金につきましても、前年度比30万3,616円の減額となります。下から3番目にあります繰入金につきましては、前年度比1,164万2,846円の減額となりました。

歳出の主な要因につきましては、施設介護サービス費等の減額により、歳出の上から2番目にあります保険給付費につきましては、前年度比2,193万9,502円の減額となりました。

続いて、小水力発電事業特別会計決算の御説明を申し上げます。参考資料は、8ページ上段でございます。グラフは、9ページ上段を御覧ください。

参考資料8ページの歳入の計の欄を御覧ください。歳入決算額6,175万5,891円、前年度比119万5,177円、2%の増でございます。

歳出の計を御覧ください。歳出決算額につきましては、6,156万9,021円、前年度比147万3,567円、2.5%の増となりました。

歳入の主な要因につきましては、発電事業収入の売電料につきましては、前年度比279万7,201円の増額となっております。歳入の一番下の諸収入につきましては、昨年度計上されておりました消費税還付金の減額により、前年度比188万1,834円の減額となりました。

歳出の主な要因につきましては、決算書285ページをお開きください。備考欄中段にあります01一般事務管理費の一番下の01公課費について、705万円の増額となっております。その下の01維持管理費の中の22調査分析委託料556万円の増額が特徴点でございます。

続いて、下水道事業特別会計決算の御説明を申し上げます。

決算書につきましては、290ページからでございます。参考資料は、8ページ下段を御覧ください。グラフは、9ページ下段を御覧ください。

参考資料8ページの歳入の計、歳入決算額でございます。1億9,329万9,600円、前年度比34万971円、0.2%の増でございます。

歳出の計を御覧ください。歳出決算額でございます。1億9,267万6,790円、前年度比68万5,409円、0.4%の増となりました。

歳入の主な要因についてでございます。一番上の繰入金につきましては、前年度比507万4,190円の増額でございます。その下の分担金及び負担金につきましては、前年度比60万円の減額でございます。その下の使用料及び手数料につきましては、徴収率の向上により、前年度比48万2,662円の増額となっております。

歳入の一番下の町債につきましては、決算書299ページをお開きください。備考欄02資本費平準化債が770万円の減額となりましたが、その下の03公営企業会計適用事業290万円

が新たに計上され、増額となったため、前年度比480万円の減額となりました。

歳出の主な要因についてでございます。決算書301ページをお開きください。備考欄中段01地方公営企業法適用化事業費297万円の増額でございます。

続いて、決算書303ページを御覧ください。一番上にあります02機械器具費247万円でございます。これは、後ほど備品一覧に計上されます六日市浄化センター汚水ポンプとなります。

続いて、参考資料8ページに戻っていただきます。

歳出の下水道事業費についてでございます。前年度比601万1,596円の増額でございます。その下の公債費につきましては、前年度比532万6,187円の減額となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計決算の御説明を申し上げます。決算書につきましては、306ページからでございます。参考資料につきましては、10ページ、グラフは、11ページを御覧ください。

参考資料10ページの歳入の計の欄を御覧ください。歳入決算額6,718万9,977円、前年度比80万8,060円、1.2%の増でございます。

歳出の計を御覧ください。歳出決算額6,671万7,673円、前年度比65万9,726円、1%の増となりました。

歳入の主な要因につきましては、一番上の繰入金についてでございます。前年度比91万6,301円の増額でございます。その下の分担金及び負担金につきましては、前年度比20万円の増額でございます。

一番下の町債につきましては、決算書315ページをお開きください。備考欄の一番下の03公営企業会計適用事業70万円の増額となりました。

参考資料10ページに戻っていただきまして、上から3番目の減額となりました使用料及び手数料につきましては、現年度分は変わりませんが、滞納繰越分が減額しており、70万9,960円の減額となりました。

歳出につきましては、増額しておりまして、公営企業法適用化事業費74万円の増額が特徴点でございます。公債費につきましては、前年度比49万751円の増額となりました。

次に、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。

決算書320ページをお開きください。320ページ、一般会計についてでございます。1、歳入総額から2、歳出総額を引いた、3、歳入歳出差引額につきましては、1億6,666万9,000円でございます。翌年度への自主財源の繰越しについて、2,690万1,000円です。5、実質収支額につきましては、1億3,976万8,000円となります。

決算書321ページ、興学資金基金から、327ページ、農業集落排水事業の各特別会計につきましては、歳入歳出差引額と実質収支額は同額となっておりますので、御確認ください。

次に、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

決算書328ページをお開きください。

それでは、土地及び建物の異動について御説明を申し上げます。

まず、土地についてでございます。一番左に縦書きで、1、行政財産、2、普通財産の欄がございます。その1、行政財産のその他1.2平米についてでございます。これは、寄附による増となっております。

次に、建物の増減についてでございます。1、行政財産の木造の公営住宅、150.26平米についてでございます。公営住宅、沢田団地の新築による増、七日市新横立団地及び沢田、中原団地の解体の減との差引きにより、マイナスの計上となりました。その下のその他の施設でございます。12.29平米につきましては、沢田、中原地区ごみ集積場設置による増でございます。その下の2、普通財産のその他156.76平米につきましては、重則集会所の解体及び上福川集会所の売却によるマイナス計上となっております。

次に、決算書329ページを御覧ください。

(2) 山林についてでございます。これにつきましては、面積の変動はございませんが、立木は増加率5%で計上しております。続いて、(3) 物権、(4) 有価証券につきましては、変動ございません。

決算書330ページをお開きください。

(5) 出資による権利についてでございます。これにつきましても、変動はございません。

次に、決算書331ページ、2、物品についてでございます。単価はおおむね1件が100万円以上のものを掲載しております。令和2年度につきましては、右側中間にあります除雪車を1台購入し、9台となっております。

決算書332ページをお開きください。

左側中段にありますゆ・ら・らのコンピュータシステム一式及び電話設備一式について廃棄しております。

333ページ、右側上から5番目のゆ・ら・らのホテルシステムフューチャーVソフト、その下の特別定額給付金用の緊急経済対策事業支援システム、六日市浄化センターの汚水ポンプ、その下の地域食材供給施設道の駅かきのきむらの室外機を購入しておりますので、計上をしております。

次に、決算書334ページを御覧ください。

3、債権についてでございます。一番右側の決算年度末現在高につきましては、令和3年3月31日現在の現在高でございます。社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金につきましては、貸付金430万円から決算年度調定額784万6,000円を減額しまして、年度末現在高が

5,068万円でございます。サンエム定住促進施設建設貸付金につきましては、決算年度調定額200万円を減額し、年度末現在高が1,700万円でございます。

次に、決算書335ページ、4、基金でございます。これも令和3年3月31日現在高でございます。まず、(1) 財政調整基金についてでございます。有価証券につきましては、1億円分の島根県債が満期となったことから減額となり、年度末現在高2億円でございます。また、現金につきましては、期間中の利子155万2,000円の増額、有価証券の満期1億円を積み立てたことにより、年度末現在高10億7,183万5,000円でございます。(2) 学校基金の立木につきましては、1年増加率5%で計上しております。(3) 国民健康保険事業基金につきましては、利子が5,000円の増額、取崩し130万円の減額により、4,982万8,000円でございます。(4) 減債基金についてでございます。利子4万円の増額、取崩し1億2,500万円の減額により、2億7,473万円でございます。(5) ふるさと創生基金についてでございます。利子4,000万円の増額、取崩し1,740万円の減額により、7,677万6,000円でございます。(6) 土地開発基金についてでございます。不動産につきましては、変動がありません。現金につきましては、利子1万円の増額、売買等により177万円の減額となり、1億254万3,000円でございます。(7) 地域福祉基金についてでございます。利子21万3,000円の増額、9,004万5,000円の積立てにより、2億5,104万3,000円でございます。(8) ふるさと水と土保全対策基金についてでございます。利子が1,000円未満であったため変動はなく、111万1,000円でございます。

めくっていただいて、336ページをお願いします。

(9) 人材育成基金についてでございます。利子5,000円の増額により、5,048万7,000円でございます。(10) 介護給付費準備基金につきましては、利子1,000円の増額、取崩し1,956万8,000円の減額により、462万6,000円でございます。

(11) 小水力発電事業基金についてでございます。利子5,000円の増額、3,550万円積立てによる増額、取崩し6,638万6,000円の減額により、8,661万8,000円でございます。(12) 興学資金基金につきましては変動がなく、4,736万1,000円でございます。(13) まちづくり基金についてでございます。利子7万5,000円の増額、積立て8,030万円の増額、取崩し5,599万4,000円の減額により、9億2,652万8,000円でございます。(14) ふるさと応援基金につきましては、利子1,000円の増額、積立て7億3万7,000円の増額、取崩し297万円の減額により、2,580万2,000円でございます。(15) 森林環境譲与税基金についてでございます。利子1,000円の増額、積立金1,270万7,000円の増額、取崩し110万1,000円の減額によりまして、2,356万6,000円でございます。

以上を踏まえまして、令和3年3月31日現在の全基金の合計額は、31億9,285万4,000円でございます。

次のページからは、参考資料として、令和3年5月31日現在の債権及び基金の内容を記載しております。

決算書339ページをお開きください。

令和3年5月31日現在の全基金合計額につきましては、31億1,585万4,000円でございます。参考ですので、また御確認をお願いいたします。

以上で、令和2年度決算の御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で認定第1号から認定第8号の中林出納室長からの詳細説明は終わったところですが、あとは少しありますけど、ここで10分間休憩します。

午前10時10分休憩

.....

午前10時22分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

決算認定が続行中です。引き続き行います。

認定第9号についての詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、令和2年度吉賀町水道事業会計決算書の説明をさせていただきます。

ページを進んでいただきまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度吉賀町水道事業報告書でございます。

まず、1の概況でございます。吉賀町水道事業は、平成29年4月1日より、町内15の施設を統合し、地方公営企業法が適用される上水道事業になり4年が経過をいたしました。事業といたしましては、施設の老朽化、耐震化に対応するため、管路の更新工事を継続事業として実施をいたしました。事業箇所は、大野原地区でございます。実施延長は1,402メートルでございます。令和4年度の完了を予定しているところでございます。

続きまして、維持管理につきましては、本管におきまして5件、給水管につきましては8件の漏水修理を行いました。

ページを進んでいただきまして、12ページから15ページでございますけれども、(3)保存工事の概況といたしまして詳細を載せておりますので、御一読をいただきたいと思います。なお、前年度、平成31年度、元年度でございますけれども、本管につきましては7件、給水管については51件の漏水処理を行ったという報告をしておりますが、給水管の51件につきまして

は、伸縮止水栓、甲型等の止水栓の工事も含めたものでございまして、今回、給水管の8件という数字を報告させていただいておりますけれども、それとはまた内容は異なっているということで御理解を賜りたいというふうに思っております。甲型等が入っていないというふうに御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、令和2年度は年が明けました1月の寒波により、町内各地で給水管が破損する凍結被害が発生をいたしました。平成30年2月の甚大な凍結被害の教訓から、事前に空き家の対策をはじめ、各戸の凍結に対応すべく準備体制を整えた結果、約350件の凍結被害が発生する中であって、町長部局から職員の応援を受け、六日市地区、七日市地区、各戸の量水器の確認をするなど、迅速な対応を行い、断水や給水制限等の措置を講ずることなく乗り切ることができました。

また、水道法の一部改正に伴い、令和3年度をめどに水道台帳のシステムの見直しを行っているところでございます。これにより、水道施設の維持管理や漏水事故の対応にも大いに役立つことが期待されているところでございます。

続きまして、給水の状況でございます。給水人口は5,803人で、前年度比183人の減少、年間配水量は88万2,530立方メートルで、6万7,732立方メートルの増加でございました。また、年間有収水量率は77.04%となり、昨年より3.55ポイント減少いたしました。

昨年、元年度でございますけれども、住宅建築の増加により、加入件数は増加いたしました。今年度は給水人口が減少する形となりました。また、冬季の寒波による漏水により、配水量の増加と有収水量の減という結果となったものでございます。

そのほかの業務といたしましては、16ページ、3の業務、(1)業務量というところに載せておりますので、御一読をいただきたいと思っております。

続きまして、財政状況でございます。

収益的収入の総額は2億3,825万9,000円、収益的支出の総額は2億2,777万8,000円となりました。この結果、1,199万3,000円の当年度純利益を計上し、1,387万3,000円が当年度未処分利益剰余金となりました。なお、本年度の消費税及び地方消費税の納付額は530万円となりました。

資本的収入の総額は1億3,721万1,000円、資本的支出の総額は1億8,543万5,000円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する4,822万4,000円は、過年度損益勘定留保資金4,822万4,000円で補填をいたしました。

続きまして、ページを戻っていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思っております。

(1)収益的収入及び支出でございます。いわゆる3条予算関係でございます。内訳は、ページを進んでいただきまして23ページから25ページ、吉賀町水道事業会計収益費用明細書の載

せておりますので、御一読いただきたいと思います。なお、1ページの金額につきましては税込みの価格で、それから、今言いました23ページからの明細書におきましては、消費税が抜きとなっておりますので、合計金額は一致いたしません。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思います。

(2) 資本的収入及び支出でございます。いわゆる4条予算関係でございます。明細につきましては、26ページに載せております。表示が税抜きでございますので、やはり一致をいたしませんので、御了解いただきたいと思います。

それでは、3ページを御覧をいただきたいと思います。

令和2年度吉賀町水道事業損益計算書でございます。通称P Lと呼ばれておるものでございます。損益計算書は、1年間における経営成績を明らかにした書類でございます。最下段、当年度未処分利益剰余金を御覧いただきたいと思います。二重線で引かれている部分でございます。

1,387万3,343円となっております。この金額が、先ほどお示ししました当年度純利益でございまして、当年度未処分の利益剰余金でございます。

内訳は、下の段から3行目でございますけれども、当年度純利益といたしまして1,199万3,079円でございます。その下段におきましては、前年度繰越利益剰余金でございまして、188万264円でございます。合計をいたしまして1,387万3,343円になるものでございます。

続きまして、4ページを御覧をいただきたいと思います。

令和2年度吉賀町水道事業剰余金計算書でございます。利益の出ました剰余金をどのように処分をしていくのか、つまり積み立てていくのかという状況を示した表でございます。まず、前年度末残金、これ上段の部分でございますけれども、一番左側の項目で載っている部分でございます。そこから下5行目までが、令和元年度の処分の状況を示しておるものでございます。

右側の列、縦列でございますけれども、3行目でございます。未処分利益剰余金とあります。この欄の最上段にありますのが1,166万6,094円、これが昨年度の利益剰余金の額でございます。下段の行でございますけれども、未処分の利益剰余金の行でございますが、これが978万5,830円で、減額となっております。その左を見ていただきますと、建設改良積立金がございます、この列にも同額の金額を載せております。つまり、この金額を建設改良積立金のほうに積み立てたという表示でございます。また、行の真ん中辺り、左の項で言いますと処分残高がそれぞれの合計金額を示しておるというものでございます。

利益剰余金といたしまして、右側から5行目、利益積立金といたしましては331万2,139円、その右側、建設改良積立金は、合計いたしまして2,166万6,829円あるものということでございます。ちなみに、積立金の一般的なものといたしましては、企業債の償還

の財源に充てるための減債積立金、将来の欠損に備える利益積立金、建設改良工事に充てるための建設改良積立金、災害による不測の損失に備えるための災害準備積立金等がございます。

それでは、ページを進んでいただきまして、5ページを御覧をいただきたいと思います。令和2年度吉賀町水道事業剰余金未処分計算書でございます、案でございます。

先ほど4ページで説明をいたしました剰余金につきましては、まだ処分の剰余金として当年度未処分の剰余金が1,387万3,343円がございます。この令和2年度分の剰余金を建設改良積立金へ積み立てるというものでございます。

続きまして、6ページを御覧をいただきたいと思います。

令和2年度吉賀町水道事業貸借対照表でございます。通称BSと呼ばれておるものでございます。事業の財政状況を表す書類でございます。資産の部、負債の部、資本の部、この三つからできております。

まず、資産の部でございます。1、固定資産、2、流動資産からできています。固定資産は、土地や建物、構築物、機械設備等でございます。流動資産は主に現金、未収金等が上げられております。

1の固定資産につきましては、27ページに固定資産の明細書を載せておりますので、お読み取りをいただきたいと思います。合計金額といたしましては23億5,362万8,204円ということで、一番下の欄、28ページでございますけど、一番下の欄、一番右側の合計金額でございます。失礼しました、27ページでございます。

2といたしまして流動資産につきましては、資産のうち現金、原則として1年以内に現金化される債券などを言います。絶えず流動的に出入りする資産であることから、この名称がつけられております。

(1) 現金預金2億4,354万9,459円でございます。これは、22ページにキャッシュ・フローがございますけれども、キャッシュフロー計算書の一番最下欄でございます。この部分の金額、資金期末残高の金額と一致をしております。

このキャッシュ・フローの計算書でございますけれども、発生主義に基づき作成される損益計算書では、収益は現金収入のときではなく実現のとき、例えばサービスを提供したときに認識されることから、書類上の金額と現金に差異が生じることになるため、資金の流れをつかむために作成される書類でございます。平たく申しますと、現金がいかほどあるかというものを示した書類でございます。6ページに戻っていただきまして、資産合計といたしましては、二重線の部分、26億2,464万1,592円でございます。

続きまして真ん中辺りでございます。負債の部でございます。

3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益等に分かれております。固定負債につきましては、

11億4,028万1,199円でございます。これは、1年以内に支払いが想定されない負債でございまして、建設改良等の財源に充てるための企業債でございます。流動負債は、合計1億3,613万5,194円でございます。これは、1年以内に支払うことが想定される負債でございまして、企業債や未払金、引当金などでございます。固定負債の企業債11億4,028万1,199円と流動負債の企業債1億2,459万6,379円の合計をいたしますと12億6,487万7,576円となります。この部分は、28ページを御覧をいただきたいと思いますが、企業債の明細書でございまして、この一番下の行、一番右側でございます12億6,487万7,578円と一致してまいります。つまりは、ここに明細を乗せているということでございます。

ページを戻っていただきまして、(2)未払金でございます。938万5,323円でございます。令和2年度に支払うべき金額というものでございまして、この部分が未払金でございますので、この部分に充てているということでございます。3月分の電気代とか令和2年度中に支払いをされるというものでございまして、3月分の電気代、それから、支払われる消費税等がここに集計されるといいますか、あげられているというものでございます。これにつきましては、官庁会計では、出納閉鎖がございますけれども、企業会計ではないために、払うべき金額が未払いとなるということでここに計上をしているというものでございます。

(3)でございます。引当金は、将来の特定の費用または損失であって、7ページに注記がありますとおり賞与等でございますので、御確認いただきたいと思っております。

(4)預り金は預り諸税として源泉徴収や各保険料、預り保証金として入札保証金や契約保証金などをここに計上し、取り扱うものでございます。

5番目、繰延収益でございます。

長期前受金といたしまして21億693万9,301円、固定資産を取得した際に国庫補助などが入ってまいりますけれども、それを一旦、長期前受金という形で収入をいたします。それを固定資産の減価償却と同じ割合で一旦、負債のほうへ計上した長期前受金も収益に振り替えていくというものでございます。(2)番目でございます、収益化累計額、収益された額の合計というものでございます。

その下でございます。資本の部でございます。6、資本金でございます。3億7,085万8,088円でございます。

その下でございます。7の剰余金でございます。これは、先ほど4ページで説明をいたしました剰余金と資本金を合計いたしまして、資本の合計は4億971万399円となり、負債の部の負債合計22億1,493万1,193円と合計をいたしまして、負債資本合計26億2,464万1,592円となります。この金額は、資産は負債と資本にバランスをいたしますと

いう原則がございますので、上段の資産金額と一致をするというものでございます。

以上、吉賀町水道事業会計の説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、認定第9号についての説明は終わりました。ここで、上田代表監査委員さんに出席していただいておりますので、令和2年度吉賀町各会計決算審査意見についてを代表監査委員さんからの報告をしていただきます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） おはようございます。代表監査委員の上田でございます。

去る8月27日に、岩本町長宛て令和2年度吉賀町各会計決算審査意見書を提出いたしました。本日は、この意見書を読み上げまして、議会への御報告とさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和2年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算及び附属書類について審査した結果、その意見は下記のとおりである。

1、審査の期間、令和3年7月1日から令和3年8月27日までの間、31日間。

2、審査の対象、令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書、令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算書、令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算書、令和2年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算書、令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、令和2年度吉賀町水道事業会計決算書及び各付属書類。

3、審査の方法、（1）決算内容と提出を受けた決算関係資料、証拠書類等との照合。（2）各課及び教育委員会、委託事業、単独事業等、その全てについての審査は不可能なため、試査を実施し、156件を抽出審査対象とした。（3）審査の内容については、試査抽出の範囲に主体を置いた。

4、審査に当たっての留意点、（1）共通事項、決算書、決算事項別明細書及び附属書類について、計数に誤りはないか、財政運営、財産管理は適正に行われているか、予算の執行は関係法令に従い効率的になされているか等に主眼を置いた。（2）歳入、①収入成績、②予算執行率の著しく増減している科目について、その原因調査、③違法不当な収入の有無、④未納整理の状況、（3）歳出、①違法不当な支出の有無、②目的どおり適正執行されているか、③怠慢なく効果的に執行されているか、（4）その他、①実質収支に関する調書の確認、これは、毎月実施している例月審査も含みます。②公有財産に関する確認、③各種契約締結上の適否審査、④各財政援助団体の決算書における町補助金の収支経理状況の審査。

5、審査の結果、審査に付された一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び付属書類等の計数は、それぞれの関係諸資料及び証拠書類等と照合した結果、誤

りはなく適正なものと認めた。

6、審査意見、審査の結果についてその意見は別紙決算審査意見のとおりである。

次に、決算審査意見でございますが、これにつきましては、要点のみの説明とさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

まず、決算の総括、決算の規模でございますが、令和2年度における水道事業会計を除く各会計の決算総額は、歳入が105億5,296万円、歳出が103億4,182万5,000円であり、これは、31年度と比較しますと、歳入歳出とも8.8%の増となっております。主に特別定額給付金、それから、橋梁改修等の補助事業、防災無線設備事業等の増が影響しております。なお、町債につきましては、今年度の発行額が8億6,500万円、償還元金が11億9,700万円及び利子8,100万円で、平成2年度末現在高は3億3,200万円減少して117億900万円となっております。詳しくは、41ページの表の29を御覧いただきたいと思います。

次に、財政状況であります。将来負担比率につきましては、令和2年度は53.8%、平成31年度に対して15.2ポイント減少しております。これは、繰上償還が影響しているものと思われる。

実質公債費率の3か年平均は、令和2年度7.0%、平成31年度より0.8ポイント増加しております。また、単年度の実質公債費比率につきましては7.6%で、これも平成31年度より0.6ポイント増加しております。

経常収支比率につきましては、令和2年度は90.0%、平成31年度より0.5ポイント増加しております。

それから、積立金現在高比率ですが、平成31年度より基金現在高が3,400万円減少しております。3.9ポイント下がっております。

地方債の現在高比率は、平成31年度より12.0ポイント減少して、210.3%、過疎債等の新規発行額が7億9,500万円に対して、償還額が9億800万円であって、分子となる地方債現在高が1億1,300万円減の83億5,700万円となっていることが影響しております。

6ページの会計から19ページの各会計での監査状況につきましては、御説明を省略させていただきます。

次に、33ページ、共通事項に関する監査状況について御説明申し上げます。

第1、平成27年策定の吉賀町特定事業主行動計画では、職員の1年間の平均超過勤務時間数の目標値を約150時間としているが、令和2年度通常業務で、年間250時間以上の超過勤務を行った職員は9名を数える。定時退庁日の設定、職員の意識啓発等、様々な取り組みを行っているが、効果を上げるに至っていない。超過勤務時間の部署による偏在等の実態や事務分掌、業

務内容の精査等を通じ、事務の効率化を図るとともに、組織、機構の再編を含めた効率的で働きやすい職場づくりを進められたい。

男性職員の育児休業等の取得については、目標の取得率30%には達していないものの、令和2年度に初の取得者が出ており、今後、取得への機運が高まっていくことを期待したい。

第2、税金及び使用料等の収入未納額の発生状況は、37ページと38ページの表25、26のとおりであります。一般会計及び特別会計等の現年度及び滞納繰越額合計が6,753万2,000円と877万5,000円改善されている。徴収率も94.5%と0.9ポイント上昇し、現年分、滞納繰越分とも改善をしている。

勤務時間外の滞納者への訪問活動や督促の実施等、地道な取り組みや債権共同徴収対策委員会での情報共有、共同臨戸徴収等の効果が表れているものと思われる。現年度分を収納強化するとともに、滞納分に関しては徴収専門員の配置等による対策の効果を期待したい。

第3、抽出監査における事業契約等の状況については、表27のとおりであり、契約件数201件のうち、一般競争入札8件、指名競争入札66件、随意契約127件となっている。いずれも吉賀町契約規則及び関係法令に則り適正な契約が行われている。しかしながら、変更契約がここ数年増えており、いずれも正当かつ適切な変更であるが、変更契約が常態化すれば予算統制に影響を与えかねず、事業内容や設計金額の精査を徹底し、当初契約どおり事業が確実に執行されるよう環境づくりに努められたい。

第4、基金の状況については、表28のとおりである。令和2年度末現在高は、前年度より1,185万8,000円減の31億1,585万4,000円となっており、中期財政計画によれば、基金の取り崩しは今後も続き、令和12年度には基金残高が10億6,800万円まで減少するとしている。基金の適切な運用を心がけ、健全な財政運営につなげられたい。

第5、事務分掌については、各部局それぞれ事務分掌表を作成しているが、様式が統一されておらず、表示も各様である。様式の統一も含め検討されたい。

総括、令和2年度の決算審査を実施し、一般会計、特別会計、共通事項等の監査状況を述べてきたところであるが、評価し、さらに推進すべき点、改善・検討すべきと思われる事項等について提言として次のとおり総括する。

第1、財務事務は的確に処理されており、決算書並びに各調書等に記載された計数は、これまで指摘した状況や事項を除き正確であると認められる。

第2、例月出納検査については、検査の結果、本年度についても指摘事項は僅少であり、正規取り扱いに対する平素の努力を評価したい。

第3、事務報告書についてはおおむね適切にまとめられているが、依然、執行事業の羅列にとどまっている部署も見受けられる。事務報告書は1年間の事業成果を外部に明らかにするとともに

に事業運営の透明性を確保し、説明責任の履行を担保するものである。事業計画と事業結果の検証、評価のみならず、各種中長期計画にも配慮した分かりやすい事務報告となるよう努められたい。

第4、地方自治法等の一部を改正する法律により、内部統制体制の整備は、都道府県及び指定都市に義務づけられ、その他の市町村には整備の努力義務が課せられた。吉賀町も含めて全ての市町村においては、それぞれ事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制は存在していると思われるが、残念ながら、内部牽制体制の形骸化が疑われるような事例も僅少ながら見られる。事務フローの標準化や想定されるリスクの共有化を図りながら、適正な事務処理等の確保に向けた内部統制を強化されたい。

第5、令和2年度末現在、職員数99人に対し、会計年度任用職員は180人、社保加入者92人である。職員定員適正化については、定員適正化計画に則り順調に推移しているが、新たな行政需要等による事務事業の増加に加え、行政ニーズの多様化が進み、職員のみでの対応が困難になっている。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に多数の人員が必要になり、会計年度任用職員が大幅に増えている。今後の新たな公共サービスの展開等も考慮に入れると、会計年度任用職員の活用は喫緊の課題である。人事考課等を通じ、会計年度任用職員の育成、レベルアップを図るとともに、それに対応する組織、機構の整備に早急に取り組まされたい。

主要財政指標の推移については、表2のとおりであるが、実質公債費率の3か年平均は、平成31年度に比べ0.8ポイント増加して7.0%、単年度では同じく0.6ポイント増加し、7.6%であった。将来負担比率は、平成31年度の69.0%から53.8%へ15.2ポイント減少している。これは、繰上償還による地方債現在高の減少や分母である標準財政規模の増大が影響している。経常収支比率は前年度の89.5%より0.5ポイント上昇し、90.0%であった。これは、分母となる経常一般財源収入が前年度より1億7,100万円増加したものの、分子となる経常一般財源支出も1億7,300万円の増加となったためである。会計年度任用職員制度導入等による人件費の増加や維持補修費等、経常的支出の増加は今後も続くものと思われるが、単なる経費削減を目的とするのではなく、住民サービスの向上を第一義としたより効率的な財政運営に努められたい。

第7、地方公会計は、正確な行政コストの把握や公共施設マネジメント等の活用を通じて財政の効率化、適正化を図るとともに、住民や議会、外部に対して分かりやすい財務情報を開示することを目的としている。吉賀町では、公会計に係る財務書類の作成を外部委託しており、平成30年度、令和元年度分、財務4表等の作成完了は、令和3年3月16日となっている。所期の目的を果たすためにも、少なくとも翌年度上半期中に作成を終え、資産、債務管理や予算編成及び行政評価等に有効に活用できるよう努められたい。

第8、公民館を核とした人づくり機能強化事業が進められ、地域・人づくりコーディネーターを中心に各公民館において地域関係図の作成に取り組んでいる。自治会が独自に機能を発揮しているとは言い難い地域がある中で、地区、自治会により現状、課題が様々であり、地域の活性化に向けた道のりは決して平たんではない。公民館を中心に行う人づくりと合わせ、自治振興奨励金及び自治振興交付金を地域の自治活動発展に一層寄与するものへ見直すことを合わせ、現行の自治会のままでよいか考える機会を提起し、住民自身による自治振興を図れるよう支援されたい。

第9、指定管理施設については、施設の老朽化に伴う維持管理費等の増大が懸念されるが、温泉、スポーツ施設等、誘客や交流人口拡大につながる施設も少なくない。適切で効率的な管理運営が行われるよう、管理や経営状況の検証を不断に行うとともに、他の交流事業者イベント等との有機的連関を通じ、にぎわいと活力にあふれた地域づくりに向け、一層の取り組みの強化を図られたい。また、施設の目的等と照らし合わせ、民間への譲渡がより効果的活用につながると期待される施設については、積極的な譲渡を検討されたい。

第10、令和2年第21回国勢調査結果によると、吉賀町の人口は6,079人で、前回、平成27年より295人、4.6%の減、逆に世帯数は2,821世帯で、前回より11世帯、0.4%の増であった。将来的に人口減は続くものと推定されるが、人口の減少率は漸減しており、減少の鈍化が見られる。この要因の一つは、外国人居住者の存在である。令和3年3月31日現在、住民基本台帳に登録された外国人登録者は204人で、多くは技能実習生を中心とした若者である。町内産業を支える単なる労働力としてではなく、地域の活性化に不可欠な人材として地域との交流等、様々な支援を行い、多様性に満ちた多文化共生社会の実現に向け、官民一体となった取り組みを進められたい。

第11、六日市病院の公設民営化も含め、吉賀町の地域医療の将来像について、吉賀町医療介護あり方検討会議が、引き続き開催されている。人材確保や経営改善等様々な議論が展開されているが、本質な議論に至っていない印象を受ける。医療は制度ビジネスであり、制度の要請するサービスの質の確保と適切な提供をいかに実現していくかが最優先されるべき課題である。施設医療から在宅医療への流れの中、地域にとって真に必要な医療サービスとは何か、それに応えるには何をすべきか等の議論を通じてのみ「継続事業の前提に関する確実性」につながっていくものと思われる。

以上、決算書、財務諸表、行財政執行状況及び経営管理等の審査に当たっての意見を申し述べ、令和2年度の決算審査意見とする。御多忙の中、多くの資料の提供をいただき、調査やヒアリングに協力いただいた職員の方々に深く感謝の意を表したい。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、令和2年度吉賀町の決算認定並びに各会計の決算審査意見につ

いての報告をいただきました。

これにて終了し、これから質疑を行います。質疑については一括に上程いたしましたので、一括で質疑を頂きます。冒頭、会計名を述べて発言を願います。

なお、質疑については、上田代表監査委員さんも同席されていますので、併せて質疑を認めます。質疑ありませんか。――ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 上田代表監査委員さんにお聞きします。

監査委員さんの報告によりますと、監査状況の第5の中で、この会計年度任用職員の活用について、喫緊の課題であると指摘されておられます。今、正規の職員は適正化でおおむね入っておりますが、事業の多様化、サービスの多様化で会計年度職員をかなり雇用されておりますが、この会計年度職員について、育成やらレベルアップを図るということに関してありますが、この職員さんはその課の専門職としての状態がつながって、毎年毎年その職員さんはその課で雇うのか。それとも、各課に共通した感じで横行できる会計年度職員を指示されているのか。その辺について、監査委員さんの御意見をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 会計年度職員の採用等については、これは、町長はじめ、執行部の専権事項でありますので、私のほうからは何とも言えませんが、私が言いたいのは、人事考課制度も会計年度職員を対象とするということでしたので、そういった制度を活用しながら、職員の育成とかレベルアップを図っていただきたい。そのためには、やはりある程度の組織の見直しとか、そういった見直しも必要となると思いますが、その活用について、どういうふうにジェネラリストを養成するのか、スペシャリストを養成するのかということについては、これは町長はじめ、執行部の判断になると思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

ここでお諮りをします。ただいま議題となっております日程第7、認定第1号から日程第15、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、認定第1号から日程第15、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をし

ました。

お諮りをします。決算審査特別委員会の委員につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員で構成することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、決算審査特別委員会の委員については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員で構成することに決定をいたしました。委員長、副委員長については、後ほど、互選により選出をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで、10分間休憩します。

午前11時15分休憩

.....

午前11時24分再開

○議長（安永 友行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第16. 報告第3号

○議長（安永 友行君） 日程第16、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、健全化判断比率でございます。表にございますように、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、該当がございません。実質公債費比率は7.0%、将来負担比率53.8%でございます。

なお、それぞれの括弧内の数値につきましては、早期健全化基準を示すものでございます。

続きまして、資金不足比率でございます。ここにございますように、水道事業会計、小水力発電事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水特別会計、それぞれについて該当はございません。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明をいたします。

資料を用いて説明を申し上げたいと思います。資料13ページをお開きいただければと思います。

まず、健全化判断比率についての説明でございます。資料13ページのちょうど中ほどのところを見ていただければと思います。

括弧書きで実質赤字比率というふうに表示をしているところであります。この実質赤字比率でございますが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率ということで、その下に四角の囲みでその算定式を記載をしております。結果としまして、その下ですけれども、令和2年度決算においては、実質収支が黒字であり、算定の結果、実質赤字比率は生じません。このことから、該当なし、表現としてはハイフンという形で表示をしているというところでございます。

それから、その下です。連結実質赤字比率でございます。これは、全ての会計の決算額を合算し、地方公共団体全体を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率ということで、その下に四角囲みで算定式について記載をしております。その下でございますけれども、令和2年度決算においては、全会計を対象とした実質収支が黒字であり、算定の結果、連結実質赤字比率は生じません。このため、ハイフンで表示をしているというところでございます。

それでは、資料、次のページにいていただきまして、14ページでございます。上からまいりますと、実質公債費比率であります。

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率ということで、3か年の平均を使用しているというところでございます。その算定方法については、その下の四角の中に記載のとおりということで、今回算定した実質公債費比率につきましては、平成30年度から令和2年度の3か年の平均となっており、結果として7.0%となりました。早期健全化基準の25.0%を下回っているという、こういう状況でございます。

それから、その下、将来負担比率でございます。一般会計等が将来的に負担する負債額からその償還に充てることのできる基金等を控除した額の標準財政規模に対する比率でございます。算定方法については、その下の四角の囲みの中を見てください。

そのまま下がっていただきまして、最後の文章ですけれども、算定の結果、比率は53.8%となり、早期健全化基準、これが350.0%ということですのでけれども、これは下回っているという、こういう結果でございます。

ここまでのところで、のちの資料について説明を申し上げます。15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、ここまでに今申し上げましたそれぞれの比率等についての総括表を記

載をしております。

それから、飛んでいただきまして、資料20ページ、こちらにはこれまでの数値の推移でございます。過去5年間の推移ということでございます。

それから、21ページには将来負担比率の推移について記載をさせていただいております。

それから、22ページでございますが、実質公債費比率、それから、将来負担比率、これにつきまして、主な増減理由について記載をしております。お読み取りをいただければというふうに思います。

参考資料、戻っていただきまして14ページであります。14ページの下ですけれども、資金不足比率であります。これは、水道や下水道といった公営企業会計における資金不足額の公営企業の事業規模である料金収入に対する比率ということで、その下に算定式について四角の中で書き表しております。水道、小水力発電、下水道、農業集落排水の各事業における収支が黒字でありまして、算定の結果、資金不足比率は生じません。このため、該当がないということでハイフンで表しているというところでございます。

以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き上田代表監査委員さんより財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見の報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫君） 同じく令和3年8月27日に、令和2年度吉賀町財政健全化審査意見書を町長宛てに提出しておりますので、それを読み上げて、議会への御報告とさせていただきます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和2年度吉賀町財政健全化判断比率について審査したので、その結果について、別紙のとおり意見書を提出いたします。

意見書のほうを御覧いただきたいと思っております。

1、審査の概要、この財政健全化審査は、令和2年度決算に基づき、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、（1）総合意見、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

表を御覧いただきたいと思っております。（2）個別意見、（ア）実質赤字比率について、令和2年度の実質赤字比率は収支が黒字であるため、数値は示されていない。（イ）連結実質赤字比率について、令和2年度の実質赤字比率が収支が黒字であるため、数値は示されていない。

（ウ）実質公債費比率について、令和2年度の実質公債費比率は7.0%となっており、早期健

全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。(エ) 将来負担比率について、令和2年度の将来負担比率は53.8%となり、平成31年度に比し15.2ポイント下がっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上です。

次に、令和2年度吉賀町特別会計等資金不足比率審査意見書でございます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度吉賀町特別会計等資金不足比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

1、審査の概要、この資金不足比率審査は令和2年度決算に基づき、町長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果、(1) 総合意見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

表をご覧くださいと思います。(2) 個別意見、(ア) 水道事業会計について、令和2年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。(イ) 小水力発電事業特別会計について、令和2年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。(ウ) 下水道事業特別会計について、令和2年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。(エ) 農業集落排水事業特別会計について、令和2年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。

3、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長(安永 友行君) 以上で提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安永 友行君) 質疑なしと認め、本案は報告をもって終了といたします。

上田代表監査委員さんについては退席されて結構です。御苦勞でございました。

日程第17. 議案第53号

○議長(安永 友行君) それでは、日程第17、議案第53号請負契約の変更について(令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事)を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第53号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。1、契約の目的、令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事。

2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。

3、契約工期、変更後、令和4年3月22日、変更前、令和3年9月30日。したがって、工期延長期間は173日間でございます。

4、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町下須423番地、有限会社三浦土木、代表取締役三浦浩。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第53号請負契約の変更について詳細説明をさせていただきます。

参考資料を御覧いただきたいと思います。23ページに資料を載せているところでございます。

この町道唐人屋線の唐人屋トンネルの補修工事でございますけれども、繰越工事といたしまして事業を進めているものでございます。

工事の概要といたしましては、裏込め材の注入、剥離の対策、それから、トンネルの照明設備の設置、こうしたものを補修していくという工事でございます。

今回、173日間の工期延期をお願いしたいというものでございますけれども、この工事につきましての工期延期につきましては、既に当初の部分から申しますと3月の定例議会のところで、それから、6月の議会のところで、そして、今回ということになります。

この工期の延期の内容につきましては、照明機器がコロナの感染拡大等によりまして材料等が入ってこないという状況になったということで、工期延期をさせていただきたいというのが一連の考え方でございます。ただし、県のほうと繰り越しの協議をいたしましたときに、まず、最初の部分につきましては、繰越承認をいただいた期間でということで5月の末日頃まで、それから、6月の部分につきましては、今度は県のほうがまだ、この事業といたしましてはメンテナンス事業という新しい国の事業を使っておりました関係上、繰り越しの内容についてまだ明らかにされていないということで、県が承認できる6か月間、4月から考えまして6か月間は伸ばしてもいいという、そういう内容でございましたので、9月30日までの工期延期をさせていただきました。

今回、改めまして、今、町長が申しましたとおりに、来年の3月22日まで繰り越してもよろしいということで承認をいただいておりますので、今回、その手続きをさせていただいたということでございます。

工事の内容につきましては、現在のところ、注入工、それから、剥落防止対策、この工事を終了しております、今、材料を待っております照明機材等の材料を待っております状況でございます。この材料につきましても、11月頃には入荷できるのではないかとというめどが立っております、それから、工事を再開をさせていただいて、照明機器が取り付けられ、終わるのが大体3月22日ということで工期をもっているということで御理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

以上、詳細説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第17、議案第53号請負契約の変更について（令和2年度町道唐人屋線唐人屋トンネル補修工事）の質疑は保留をしておきます。

日程第18. 議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第54号町有財産無償貸付期間の更新についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第54号町有財産無償貸付期間の更新についてでございます。

次により、町有財産の無償貸付期間を更新したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、無償貸付財産、（1）土地、所在、島根県鹿足郡吉賀町七日市882番地、その一部でございます。面積は764.27平方メートル、地目は宅地。（2）建物、所在、島根県鹿足郡吉賀町七日市882番地、構造は軽量鉄骨造スレート葺2階建でございます。延べ床面積は259.70平方メートルでございます。

2、無償貸付の目的、町の誘致企業であるヨシワ工業株式会社の社員用住宅のための施設として町有財産を貸し付けることにより、誘致企業の組織強化及び経営安定を図ろうとするものであります。

3、無償貸付の相手方、広島県安芸郡海田町明神町1番48号、ヨシワ工業株式会社、代表取締役社長吉野正弘。

4、無償貸付の期間、令和3年9月20日から10年間でございます。

詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第54号町有財産無償貸付期間の更新について説明を申し上げます。

本議案につきましては、現在、ヨシワ工業株式会社へ無償貸付をしております土地と建物につきまして、その契約期間が本年9月19日をもって満了となりますので、その更新を行わせていただきたいというものでございます。

参考資料24ページをお開きいただければと思います。

少し見えにくい図面となっております。お許しをいただければと思います。中ほどに斜線で示しておる部分が3か所あるかと思っております。さらに、その3か所の部分を見ていただきますと、④、⑤、⑥と、A、B、Cの表記があるかと思っております。今回、ヨシワ工業様に貸し付けているという物件については⑥ということでございます。⑥の建物、それから、そこを囲む形で太枠で表示をしておりますけれども、この土地と建物について引き続き貸付を行いたいというものであります。

参考までに申し上げますと、⑥がヨシワ工業様へ貸し付けている物件、それから、⑤についてはサンハイツよしか、それから、④については六日市学園のアパートというふうに位置関係を見ていただければというふうに思います。

なお、この物件の貸付についての更新ですけれども、ヨシワ工業様からもそうした御意向を示された上での今回の提出というところを補足させていただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第18、議案第54号町有財産無償貸付期間の更新についての質疑は保留をしておきます。

日程第19、議案第55号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第19、議案第55号吉賀町情報通信技術を活用した行

政の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第55号吉賀町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年吉賀町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第55号吉賀町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げたいと思います。

参考資料ございまして、25ページをお開きいただければと思います。

今回の改正理由でございますが、引用元となります法律の施行による関係条例の改正ということとあります。中身については、用いられております字句の改正というふうに見ていただければと思います。

それで、引用元の法律でございますが、デジタル社会形成基本法という法律でありまして、この法律において、情報通信の技術というこの表現が、情報通信技術というふうに「の」の文字が削除されたということとあります。これに合わせて条例で用いている表現も改正するという、こういう内容でございます。

参考資料25ページの新旧対照表を見ていただきますと、この条例の関係する部分で申し上げますと、第1条、第7条、第8条において、情報通信の技術という、こういう表現が出てまいります。これを情報通信技術という、この表現に改正をするという、こういう内容というものでございます。

以上で議案第55号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第19、議案第55号吉賀町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第20、議案第56号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第20、議案第56号吉賀町手数料徴収条例の一部を改

正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第56号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町手数料徴収条例（平成17年吉賀町条例第70号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 税務住民課の榎木です。私のほうから、吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

それでは、条例案と、それから、参考資料のほうを見ていただいて説明をさせていただきます。

本議案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部改正によりまして、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収について、同機構から市長村長に委託することができることとする規定が盛り込まれました。

これにより、これまで本町の手数料条例の規定により徴収しておりました再交付手数料につきましては条例の規定が不要になるため、吉賀町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

議案及び新旧対照表のほうを見ていただきまして、議案の別表、それから、新旧対照表の別表のほうの証明等交付手数料の欄で、11番、個人番号カードの再交付1枚800円の部分を削除しまして、その後の番号を1つずつ繰り上げております。

以上で条例改正案の詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第20、議案第56号吉賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第21. 議案第57号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第21、議案第57号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第57号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町興学資金貸与条例（平成26年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。
令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第57号吉賀町興学資金貸与条例の一部を改正する
条例について説明を申し上げたいと思います。

参考資料28ページをお開きいただければと思います。

最初に改正内容を申し上げておきますと、改正内容については、第2条の資格条件、それから、
第7条の停止条件、これの変更を行いたいというものでございます。

新旧対照表の第2条、こちらを見ていただきますと、現行のところ、第2条の第1号に規定し
ております心身ともに健全で修学に耐え得ることができる者、これを削りまして、第2号の吉賀
町に住所を有する者またはその親族である者、これについてはそのまま残し、本文と合体させる
という、こういうことでございます。

この改正につきましては、以前、議員からも御指摘を頂戴しておりまして、その後、検討させ
ていただいた結果、今回、提出をさせていただいているものでございます。

それから、次に第7条の停止条件のところです。第2号といたしまして、心身の故障のため、
修学の見込みがなくなると認められるときというこの表現を新たに加えるということござい
ます。これにつきましては、第2条、ここで先ほど申し上げたような改正を行います。ただ、こ
うした部分についての条文の意図するところを正確に書き表すというようなところから、ここに
この号を加えるという改正を行いたいというものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第21、議案第57号吉賀町興学資金貸与条
例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第22. 議案第58号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第58号令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第58号令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和3年度吉賀町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度吉賀町水道事業会計予算（以下、「予算」という）、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございますが、第1款水道事業費を2億3,535万5,000円に32万6,000円を追加し、2億3,568万1,000円。内訳といたしまして、第1項の営業費用でございますが、2億1,239万6,000円に32万6,000円を追加し、2億1,272万2,000円でございます。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費1,587万1,000円を1,619万7,000円に改める。

令和3年9月7日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

10ページに進んでいただきまして、予算説明書でございますが、今回の補正につきましては、職員の人件費に係るものでございます。右側のページ中ほどやや下のところに記載をしておりますように、職員の通勤手当の変更で10万6,000円、さらに共済組合におけます制度改正と標準報酬月額の変更がございましたので、これに伴うもので22万円ということで、つごう32万6,000円を増額するものでございます。

なお、今申し上げました内容の給与費明細につきましては戻っていただきまして、3ページから6ページのところで添付をしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件については詳細説明はありません。

提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第22、議案第58号令和3年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第23. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第59号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第59号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,302万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,988万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは、第1表の歳入歳出予算補正でございまして、まず、歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税9,891万5,000円に69万6,000円を追加し、9,961万1,000円でございます。款8繰入金、項1他会計繰入金8,545万9,000円から16万5,000円を減じまして、8,529万4,000円。款9繰越金、項1繰越金1,000円に1,249万8,000円を追加し、1,249万9,000円。これに伴います歳入合計は、7億5,685万6,000円に1,302万9,000円を追加し、7億6,988万5,000円でございます。

2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費3,269万6,000円から16万5,000円を減じまして、3,253万1,000円。款9基金積立金、項1基金積立金6,000円に1,100万円を追加し、1,100万6,000円。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金97万7,000円に32万8,000円を追加し、130万5,000円。款11予備費、項1予備費411万7,000円に188万6,000円を追加し、598万3,000円。これに伴います歳出合計は、7億5,685万6,000円に1,302万9,000円を追加いたしまして、7億6,988万5,000円となるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。保健福祉課の永田でございます。

議案第59号の国民健康保険事業特別会計の補正予算の詳細説明をさせていただきます。予算書の6ページをお開きください。

款1総務費の一般管理費の001人件費、こちらにつきましては人件費部分、共済組合の負担金の減額に伴う措置でございます。

それから、6ページ中段から下のところがございます、款10の諸支出金の償還金でございます、県支出金への還付金というものでございます。こちらのほうを32万8,000円でございます、主なものとしたしましては、昨年度実施をいたしました健康診断のほう、受診率向上のための10分の10事業でございますけれども、こちらの事業費に県からの交付金を、いわゆる事業費が下まわったために、返還が生じたものを今回予算化しておるものでございます。

それから、5ページの歳入のほうに戻っていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、款1の国民健康保険税でございます。こちらにつきましては、一般の国保税でございますけれども、69万6,000円の増額とさせていただきます。それぞれの賦課区分ごとに7月に保険税の本算定のほうを行いまして、その結果が予算額を上回ったというところがございますので、その増額となる税収が見込まれる部分について増額の補正をさせていただいております。それから、款8の繰入金については人件費部分の減額分によりまして、一般会計からの繰入れを減額16万5,000円させていただきます。それで、午前中のところにありました款9の繰越金でございます。令和2年度決算によりまして、純繰越金といたしまして1,249万8,000円、こちらのほうを繰越しということで上げさせていただきます。

それで、6ページのほうに戻っていただきまして、先ほどの部分から余裕のある財源ということで、令和3年度の今回補正をさせていただきますのが、款9の基金積立金ということで、003国民健康保険事業の基金積立金、こちらのほうに1,100万円ほど積立てをさせていただき、残る186万6,000円、こちらにつきましては、款11の予備費のほうに計上させていただくという補正内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、5ページ歳入のほうでお聞きをいたします。

健康保険税のほう、本算定の結果、63万3,000円増額になる見込みだということでお聞きをいたしましたが、県の資料等によりますと、吉賀町の、滞納の割合並びに短期証の交付、この分が近隣のところと比較しまして高い状態にあるということについて、どのような状況になっ

ているのか、現在、分かる範囲でお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 近隣の保険者との比較の中でどのような滞納率、あるいはそれに伴う短期証などの発行の状況かという御質問であろうかと思えます。申し訳ございません、ただいま、ちょっとその関連資料を持ち合わせてございませんので、また、後日調査させていただいて回答させていただきたいと思えます。

大変申し訳ございません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 前回、国民健康保険税を引き上げたとき、いわゆる均等割のほう、割合が多く上がっていたというふうに記憶をしております。本当に余裕持って払えるかというたら、そうでない世帯が多くなっているというのは、短期証の交付件数が多くなっているところに反映しているんじゃないかというふうにも思うんですけども、そういう部分に対して、よそでは一律だと思んですけども、奥出雲町については、令和3年度に限り1人当たりの、上限で1万5,000円の町独自の施策を取ったりとかいうような状況もございますが、計算上はここに示されているように増額になるんですけども、払う側の立場で制度を若干でも見直すとかいうことを考えるということも大事かというふうに思っている質問ですので、また、詳細については、後日で結構ですので、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第23、議案第59号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留しておきます。

日程第24. 議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第60号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第60号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万3,000円

を追加し、歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,552万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一己。

1ページ第1表の歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金1,000円に80万3,000円を追加し、80万4,000円でございます。これに伴う歳入合計は2億6,471万8,000円に80万3,000円を追加し、2億6,552万1,000円となるものでございます。

続きまして、2ページは歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金2億6,187万9,000円に46万2,000円を追加し、2億6,234万1,000円。款4予備費、項1予備費、今回新たに34万1,000円を補正いたします。これに伴う歳出合計でございます。2億6,471万8,000円に80万3,000円を追加し、2億6,552万1,000円となるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、保健福祉課の課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。

議案第60号の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算の詳細説明をさせていただきます。

予算書のほう、歳出の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、款2後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらにつきましては、46万2,000円を計上させていただいております。内容につきましては、令和2年度の出納閉鎖期間に納付されました後期高齢者医療の被保険者の方々の保険料、こちらのほうを広域連合に納めるための納付金を46万2,000円計上させていただいております。

それで、5ページの歳入のほうに戻っていただきまして、款5の繰越金でございます。こちらにつきましても、午前中のところで令和2年度の決算によります純繰越金、こちらのほう80万3,000円ほど計上させていただいております。先ほど6ページの歳出のほうで46万2,000円を除いた部分の余剰分34万1,000円につきまして、予備費のほうに計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第24、議案第60号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第25、議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第61号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第61号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,991万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,639万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金2億2,766万4,000円に3万9,000円を追加し、2億2,770万3,000円。款8繰越金、項1繰越金1,000円に2,987万8,000円を追加し、2,987万9,000円。これに伴います歳入合計12億2,647万7,000円に2,991万7,000円を追加し、12億5,639万4,000円でございます。

2ページは歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費4,901万6,000円に3万9,000円を追加し、4,905万5,000円、款4基金積立金、項1基金積立金1,000円に1,000万を追加し、1,000万1,000円。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金10万2,000円に1,489万8,000円を追加し、1,500万円。款7予備費、項1予備費1,290万4,000円に498万円を追加し、1,788万4,000円でございます。これに伴います歳出合計12億2,647万7,000円に2,991万7,000円を追加いたしまして、12億5,639万4,000円となるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第61号の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

歳出、予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

款1総務費の一般管理費でございます。こちらにつきましては、職員の共済組合の負担金増額による補正でございます。それから、6ページ中段から下、款6の諸支出金の償還金でございます。003国県支払基金への返還金ということで、これも午前中の決算のところで説明をさせていただきましたが、保険給付費について、施設サービスの給付費の減少等々の影響によりまして、あらかじめ、国県支払基金のほうから法定負担割合に基づき申請していた部分について、多額の余剰金が発生をしております。その部分の合計が1,489万8,000円でございますので、こちらの返還を予算化をさせていただいておるところでございます。

それで、歳入の5ページのほうに戻っていただきまして、款7の一般会計の繰入金、こちらについては職員人件費の部分の繰入金の増額でございまして、その下にあります款8、こちら令和2年度の決算に伴う繰越金ということで2,987万8,000円でございますので、こちらのほうを繰越金として計上させていただいております。

それで、6ページのほうの先ほど、国県支払基金への返還金を除く部分で余剰財源が生じてまいりますので、令和3年度におきましては、款4の基金積立金ということで介護給付費準備基金のための積立を1,000万円行う予算内容となっております。その他発生してまいります余剰分については、予備費のほうに498万円を計上させていただいておるという内容でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第25、議案第61号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第26、議案第62号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第62号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第62号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補

正予算（第1号）でございます。

令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,376万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一己。

1枚めくっていただきまして、第1表歳入歳出予算補正のまず歳入でございます。

款4繰越金項1繰越金、1,000円に18万5,000円を追加いたしまして18万6,000円。これに伴います歳入合計は6,358万2,000円に18万5,000円を追加し、6,376万7,000円でございます。

次ページは歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費4,180万1,000円に4,000円を追加いたしまして、4,180万5,000円。款7予備費、項1予備費50万円に18万1,000円を追加し、68万1,000円でございます。これに伴う歳出合計は、6,358万2,000円に18万5,000円を追加し、6,376万7,000円となるものでございます。

6ページに進んでいただきまして、ここは歳出の事項別明細でございますが、今回の補正につきましては、繰越金処理に併せて人件費の調整をするものでございます。

まず、1款総務費、1項施設管理費、目1一般管理費2,118万7,000円に4,000円を追加し、2,119万1,000円でございますが、右側にありますように、共済費、一般職の共済組合負担金の増額でございます。これは、制度改正に伴うものでございますが、それを含めました給与費明細につきましては、7ページ、8ページのところで御確認をいただきたいと思っております。続きまして、7款予備費、1項予備費、目1予備費でございます。50万に18万1,000円を加えまして68万1,000円でございます。今回の繰越金から人件費に充当いたしました残りの金額を予備費で予算措置するものでございます。

1ページ戻っていただきまして5ページでございますが、歳入でございます。

4款繰越金、1項繰越金、目1繰越金1,000円に18万5,000円で、18万6,000円でございます。純繰越金の処理をするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件については詳細説明はありません。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第26、議案第62号令和3年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第27、議案第63号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第63号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第63号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億873万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は第5表地方債補正による。

令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一巳。

1枚めくっていただきまして、第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款1繰入金、項1他会計繰入金1億1,562万6,000円に750万円を追加し、1億2,312万6,000円。款5繰越金、項1繰越金1,000円に62万1,000円を追加し、62万2,000円。款7町債、項1町債4,970万円から750万円を減じまして4,220万円でございます。これに伴う歳入合計は、2億811万8,000円に62万1,000円を追加し、2億873万9,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。款1下水道事業費、項1施設管理費3,774万3,000円に12万7,000円を追加し、3,787万円。款2公債費、項1公債費1億4,973万3,000円で増減はございません。款4予備費、項1予備費、今回新たに49万4,000円を追加するものでございます。これに伴う歳出合計2億811万8,000円に62万1,000円を追加し、2億873万9,000円となるものでございます。

3ページは、第5表の地方債補正でございます。

起債の目的、1下水道事業債、限度額の4,970万円を4,220万円にするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございません。お読み取りをいただきたいと思っております。

それで、7ページに進んでいただきまして歳出でございます。今回の補正につきましては、繰越金の処理に併せまして、人件費等財源の調整をするものでございます。

1款下水道事業費、2項施設管理費、目1施設管理費で、3,774万3,000円に12万7,000円を追加し、3,787万円でございます。内訳といたしましては、右にありますように一般職共済組合負担金でございます。これは、ほかのところでもありましたように制度改正に伴うものでございまして、これに伴う給与費につきましては、8ページ、9ページのところで御参照いただきたいと思います。2款公債費、1項公債費でございます。元金、利子合わせて1億4,973万3,000円、増減なくて同額でございますが、内訳にありますように、今回、地方債のほうを750万円減額いたしまして、一般財源のほうへ振り替えたものでございます。4款予備費、1項予備費、目1予備費でございます。新たに49万4,000円を追加するものでございます。これは、繰越金のほうから、先ほど申し上げました人件費に充当した残りのところを、この予備費で予算措置するものでございます。

6ページに戻っていただきまして、歳入でございます。1款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億1,562万6,000円に750万円を追加し、1億2,312万6,000円でございます。一般会計からの繰入金でございます。5款繰越金、1項繰越金、目1繰越金1,000円に62万1,000円を追加し、62万2,000円でございます。それから、7款町債、1項町債、目1町債でございますが、これは財源の調整ということでございまして、下水道事業債資本費の平準化債を750万円減額をするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についても詳細説明はありません。提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第27、議案第63号令和3年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第28、議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第64号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第64号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,344万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一己。

1枚めくっていただきまして、第1表の歳入歳出予算補正の、まず歳入でございます。款5繰越金、項1繰越金1,000円に47万1,000円を追加し、47万2,000円。これに伴う歳入合計は、7,297万3,000円に47万1,000円を追加し、7,344万4,000円となるものでございます。

2ページは歳出でございます。款1農業集落排水事業費、項2施設管理費2,615万円に31万4,000円を追加し、2,646万4,000円。款4予備費、項1予備費、今回新たに15万7,000円を追加いたします。これに伴う歳出合計は、7,297万3,000円に47万1,000円を追加し、7,344万4,000円でございます。

6ページに進んでいただきまして、歳出でございます。この補正につきましても、繰越金の処理に併せまして人件費の調整をするものでございます。1款農業集落排水事業費、2項施設管理費、目1施設管理費で、2,615万円に31万4,000円を追加し、2,646万4,000円とするものでございます。内訳といたしましては、一般職共済組合負担金でありまして、制度改正に伴うものでございます。31万4,000円を追加するものでございます。これに伴います給与費明細は、7ページ、8ページのところで御確認をいただきたいと思っております。4款予備費、1項予備費、目1予備費、今回新たに15万7,000円を追加いたしますが、繰越金のほうから人件費充当した残りを、この予備費で予算措置するものでございます。

5ページに戻っていただきまして、歳入でございます。5款繰越金、1項繰越金、目1繰越金で1,000円に対しまして、47万1,000円を追加し、47万2,000円となるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件についても詳細説明はありません。

ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第28、議案第64号令和3年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第29. 議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第65号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第65号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,922万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,426万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は第5表地方債補正による。

令和3年9月7日提出、吉賀町長岩本一己。

1 ページは、第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。款10地方交付税、項1地方交付税32億7,877万4,000円に5,919万9,000円を追加し、33億3,797万3,000円。款14国庫支出金、項1国庫補助金5億655万9,000円に447万9,000円を追加し、5億1,103万8,000円。款15県支出金、項1県補助金1億7,524万4,000円に137万6,000円を追加し、1億7,662万円。款16財産収入、項1財産運用収入576万円に27万8,000円を追加し、603万8,000円。款18繰入金、項2基金繰入金6億4,754万1,000円から8,215万1,000円を減額しまして、5億6,539万円。款19繰越金、項1繰越金1,000円に1億3,976万6,000円を追加し、1億3,976万7,000円。款20諸収入、項5雑入1億8,695万6,000円に161万9,000円を追加しまして、1億8,857万5,000円。款21町債、項1町債12億1,002万円に465万5,000円を追加し、12億1,467万5,000円。これに伴います歳入合計76億504万円に1億2,922万1,000円を追加いたしまして、77億3,426万1,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。款1議会費、項1議会費7,111万円に6万3,000円を追加し、7,117万3,000円。款2総務費、項1総務管理費9億5,877万1,000円に804万7,000円を追加し、9億6,681万8,000円。2、徴税費5,768万3,000円に23万2,000円を追加し、5,791万5,000円。3、戸籍住民基本台帳費2,023万円に640万5,000円を追加し、2,663万5,000円。款3民生費、項1社

会福祉費 11億893万9,000円に214万5,000円を追加し、11億1,108万4,000円。2、児童福祉費 5億1,476万3,000円に785万6,000円を追加し、5億2,261万9,000円。3、生活保護費 7,503万2,000円に435万1,000円を追加し、7,938万3,000円。款4衛生費、項1保健衛生費 4億778万9,000円に3,609万円を追加し、4億4,387万9,000円。2、清掃費 2億1,370万円に42万9,000円を追加し、2億1,412万9,000円。款6農林水産業費、項1農業費 6億2,036万9,000円に683万円を追加し、6億2,719万9,000円。2、林業費 1億5,687万1,000円から393万6,000円減じまして、1億5,293万5,000円。款7商工費、項1商工費 4億8,461万2,000円から142万2,000円を減じまして、4億8,319万円。款8土木費、項1土木管理費 1億9,186万6,000円に750万7,000円を追加し、1億9,937万3,000円。款9消防費、項1消防費 5億5,840万9,000円から286万9,000円を減じまして、5億5,554万円。款10教育費、項1教育総務費 2億9,799万9,000円から28万7,000円を減じまして、2億9,771万2,000円。3、中学校費 4,816万7,000円から139万1,000円減じまして、4,677万6,000円。4、社会教育費 1億5,757万1,000円に38万1,000円を追加いたしまして、1億5,795万2,000円。3ページになりますが、項5の保健体育費 7,545万3,000円に85万4,000円を追加し、7,630万7,000円。款12公債費、項1公債費 8億2,928万5,000円に5,793万6,000円を追加し、8億8,722万1,000円。これに伴います歳出合計は76億5,004万円に1億2,922万1,000円を追加し、77億3,426万1,000円となるものでございます。

4ページは、第5表の地方債補正でございます。

起債の目的、1臨時財政対策債、限度額補正前の1億2,952万円を1億3,417万5,000円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございません。お読み取りをいただきたいと思えます。

5ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第65号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

予算書につきましては、進んでいただきまして23ページをお開きいただければと思います。それから参考資料もございます。参考資料については29ページをお開きください。

先に、参考資料29ページを見ていただきますと、ここで、今回の補正に関して総括的な内容について、先に申し上げておきたいと思えます。資料29ページに書いてありますとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業見直しということで、特に、この感染症拡大の影響により中止が決定している大会やイベント、会議、事業等、そうしたものの見直しを行い、今回、それを反映させているということでございます。

その内訳については、その下に表しているとおりでありまして、29ページの下ですけれども、主な見直し事業ということで、幾つかここに記載をしておるところであります。後ほど説明の中で出てまいりますので、併せて御確認をいただければというふうに思えます。

それでは、予算書に移りまして、23ページからというところですが、給与費明細書でございます。

23ページの上段です。1 特別職というところで、この表の比較の欄見ていただきますと、共済費のところには8万9,000円が金額があるかと思えます。これは、先ほど来特別会計等で説明がなされておりますけれども、制度改正に伴うところでの予算計上でございます。

同様に、その下の2 一般職の表においても共済費のところには数字が出てくる、比較の欄に数字が出てまいります。制度改正に伴うものというところで見いただければと思えます。

それから一般職の(1) 総括の表の比較の欄、給与費の報酬ですけれども、216万円の予算計上がしてございます。これは後ほど出てまいります。予防接種費のところ、会計年度任用職員の報酬部分というところを表しておるところでございます。

以降、職員手当等明細については23ページ、24ページ、25ページの上段にわたって記載をしておりますので、御読み取りをいただければというふうに思えます。

それでは歳出予算から説明をさらに進めてまいります。戻っていただきまして、10ページです。予算書10ページを御覧ください。

中ほどからです。総務費、総務管理費、1 一般管理費、003 人事管理事業費でございます。ここに業務運営関係委託料132万円の予算計上があるかと思えます。この内容につきましては、令和5年4月1日から地方公務員においても定年延長制度が導入されるということでありまして、それに伴う例規等の整備を行う必要があるということで、その支援業務を委託をさせていただきたいという、こういう内容でございます。

それから、予算書の10ページの下ですけれども、5 財産管理費、003 庁舎維持管理費、維持管理工事費として96万8,000円の減額がしてございます。これについては、本庁舎のエレベーターについておりますエレベーターの戸ですけれども、ここの開閉の際の保護装置を付けるべく、実は当初予算に計上させていただいておったところなんです。その後の、またその他の点検で幾つかの指摘事項が出てまいりまして、一旦この予算については取下げさせていただ

て、今指摘していただいております部分も含めて、また来年度以降のところでも実施をしてまいりたいという、こういう内容になっております。

それでは予算書は11ページに進んでください。

上から電算管理費に入っております、007番号法関連システム運営管理費、システム改修委託料として620万円の予算計上があるかと思っております。内容につきましては、健康診断結果、これについて一元的に利活用するためのシステムを構築する必要があるかと思っております、そのシステム改修の委託料というところであり、この部分については、後ほど歳入のところでも出てまいりますので、また説明をしたいと思います。

それからその下にまいりまして、12まちづくり対策費、002町民文化祭事業費、総額で115万1,000円の減額でございます。内容につきましては、きん祭みん祭農業文化祭、これについては、その実施方法について変更しておりますので、その部分で不要となった額の減額という内容でございます。

それから下がっていただきまして、13定住推進費であります。

まず、総務課の002定住推進費、社会福祉士等修学資金貸付金73万円の増額であります。これについては、当初見込みを超えるいわゆる申請があったということもございまして、その部分について増額をさせていただくというところでもあります。

それからその下の企画課の002定住推進費です。58万8,000円の減額ですけれども、これについてはコロナウイルスの影響により、いわゆるUIターンフェア等が中止になったり、あるいはやり方、実施方法が変更になったりというところからの不要部分の減額というところがございます。

それから次に進んでいただきまして、12ページに移ってください。

14生活安全対策費、002生活安全対策費、老朽危険空家除却支援事業補助金240万円、これについては、1軒当たり上限額を120万円ということで2軒分の予算計上でございます。

この内容については、これまで、近いところでは3月の定例会等でも空家対策について説明をさせていただきながら、予算計上について、9月を目途に行うというようなことで進めてきたところを説明しておるかと思っております。その部分での予算計上であります。

それでは次のページに進んでいただきまして、13ページに移ります。

中ほどからです。民生費、社会福祉費です。3高齢者福祉施設費です。002老人福祉センター管理費204万8,000円の予算計上がしてあるかと思っております。これについては、はとの湯荘に係る費用でございます。上の指定管理料55万7,000円についてはコロナによる影響額の部分、それからその下の補修工事費ですけれども、雨漏りの修繕が主なものというところで見ただけであればと思っております。

その下です。4障がい者福祉費です。この部分につきましては、令和2年度の実績額の確定による予算計上というところで見いただければと思います。

次のページにまいります。

中ほど、民生費、児童福祉費、1児童福祉総務費、それからその下の2保育所費であります。これらについては、それぞれ令和2年度の実績額の確定による予算計上というところでお読み取りください。

それから14ページ、一番下ですけれども、民生費、生活保護費、1生活保護総務費、これについても令和2年度の実績額の確定による予算計上というところがございます。

15ページに進んでいただきまして、衛生費、保健衛生費、1保健衛生総務費です。005地域医療対策費、地域医療確保緊急対策事業補助金ということで3,720万円の予算計上がしてございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応による医療体制確保のための公的病院に対する特別交付税措置の拡充という、こういうことございまして、この改定内容ですけれども、いわゆる単価の改定がなされまして、その部分を増額して予算計上させていただいているという、こういう内容であります。

それからその下です。2母子衛生費のところ、これについては実績額の確定による予算計上でございます。

それからその下の3予防費、003予防接種費であります。増額あるいは減額がしてございますけれども、これ文字どおり新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る部分でありまして、会計年度任用職員の報酬部分、消耗品、あるいは検診委託料、それから船車賃借料ということで、それぞれ減額してありますけれども、内容につきましてはワクチン接種について、いわゆる途中から集団接種に切り替えたというような状況がございますので、そうしたところで不要となった予算については減額をさせていただくというものでございます。

それから同じ15ページの一番下です。010感染症対策事業費、業務運営関係委託料ということで280万円の予算計上があるかと思えます。この内容については、先月、8月31日の全員協議会で御説明を申し上げました新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者に対する生活支援、これについて保健福祉課のほうで説明を申し上げましたけれども、事業委託先としては社会福祉協議会という内容で御説明をしたところです。その部分の予算計上というところで見いただければと思います。

それから、次の16ページに進んでいただきまして、5環境衛生費、002環境衛生総務費です。簡易給水施設整備事業費補助金ということで、これは文字どおり、この補助金について申請が1件ございまして、その部分の予算計上というところがございます。

それから中ほど、衛生費、清掃費、2ごみ処理費、003可燃物処理事業費、機械器具費とし

て42万9,000円、これについてはごみ収集ボックス、現在のところ、当初の設置数を上回る状況が今ありまして、台数追加して購入をしたいという、こういう内容であります。

それから次、16ページの下ですけれども、農林水産業費、農業費、3農業振興費、006日本型直接支払交付金事業費、環境保全型農業直接支払交付金103万5,000円の予算計上、これについては取り組まれる方、それからその取り組みをされる面積、そうしたものの増加が見込まれますので、その部分についての予算計上でございます。

それから次の17ページに進んで、右上ですけれども、007新規就農者育成確保事業費、新規就農者支援事業費補助金60万円の予算計上、これについては下半期さらに新たに1名、この補助対象者がある見込みというところで予算計上させていただいております。

それからその下です。4農業振興施設費、003農業振興施設管理費、指定管理料42万8,000円であります。施設は道の駅かきのきむらでございまして、これもいわゆるコロナの影響額部分を計上しているというところでもあります。

それからその下、6農地費、007農村地域防災減災事業費、解体撤去工事費として350万円の予算計上をさせていただきます。内容ですけれども、現在坂折のため池廃止工事を進めておるところでございます。これに関連いたしまして、排水路の整備が必要となった部分が発生いたしました。その部分に係る費用を今回計上させていただいているというところでもあります。

それから予算書17ページの一番下です。農林水産業費、林業費、1林業総務費、003鳥獣被害対策費であります。次の18ページに進んで右上のところでもあります。ハンター保険補助金から4つの補助金がここに書いてあるかと思っておりますけれども、これにつきましては、予算の組み替えを行いたいというものであります。この補助制度が今4つに分かれておりますけれども、これをひとまとめにした制度にするという、こういう考え方でございまして、予算的には組み替えですからゼロ円という、こういうことになっております。

それから予算書18ページの中ほどです。

商工費、商工費、2観光費です。003観光施設管理費、まず修繕料として135万円の予算計上があるかと思っております。内容につきましては、深谷公園のちょうど橋のところに駐車場も兼ねたそうした施設がございまして、そうした部分についての除草、あるいは伐採、そうした整備を行いたいというこういう内容のもの、それから水源会館、こちらから水源会館のほうに行きますと、ちょうど水源会館を通り過ぎて左に90度に曲がるというところがあるかと思っておりますけれども、そこにあります植栽が大分伸びていまして、その部分について見通しが悪いというようなことから、そこについて整備を行いたいということでもあります。深谷公園のそうした整備、それから水源会館の整備、そうした内容での予算計上であります。

その下の指定管理料25万4,000円、これについては、施設はむいかいち温泉ゆ・ら・ら

でありまして、コロナの影響によるものというふうに見ていただければと思います。

それからその下の施設設備改修委託料です。27万……。

大変失礼いたしました。先ほど指定管理料25万4,000円、これを施設をゆ・ら・らと申し上げました。訂正をさせていただきます。これはログハウスに関係するものということです。施設はログハウスというところで訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

それからその下です。施設設備改修委託料です。27万4,000円。これについては、これは施設についてはゆ・ら・らでございまして、施設内にあります券売機であります、新しい500円硬貨に対応しなければなりません。そのために修繕を行う必要がありますので、その費用を計上しておるところです。

それからその下の柿木地域振興室の002観光振興対策費であります。これについては、ふるさと夏まつりの中止に伴うものということで、減額をさせていただいております。

それから次のページに進んでいただきまして、19ページで、中段から下にいただいて、消防費、消防費、1常備消防費です。003常備消防費、益田地区広域市町村圏事務組合設備整備負担金221万3,000円。この内容につきましては資料がございまして、参考資料30ページを見ていただければと思います。予算の内容といたしましては、資料30ページにある搬送用アイソレーターというこういう設備を益田広域消防本部において導入をするという、こういう内容です。それに係る費用、吉賀町の負担部分を今回予算計上させていただいております。

30ページの資料については、これはここの六日市分遣所に配備している救急車にはもう既にこのアイソレーターが装備されておまして、そのほかのところの救急車に配備をしていくという、こういう内容のものでございます。

それでは予算書戻っていただきまして、19ページの下ですけれども、2非常備消防費であります。ここに幾らか減額がそれぞれしてありますけれども、主には消防の操法大会の中止、そうしたものによる不用額の減額というところで見いただければと思います。

次に進んでいただきまして、20ページです。

中ほどになりますけれども、教育費、教育総務費、3学校給食費です。002学校給食総務費補償金19万9,000円。これについては、5月の臨時休校に伴う給食用の物資、急遽キャンセルというような事態ともなしまして、その部分のキャンセル料という、こういう内容で見いただければと思います。

それからその下にまいりまして、教育費、中学校費、1中学校管理費、003中学校事務局管理費、中学校修学旅行補助金63万7,000円の減額。これについては、修学旅行については宿泊旅行が日帰り旅行に変更になったというようなところから、不要部分の減額でございます。

それからその下の2中学校教育振興費、002中学校教育振興費、消耗品で75万4,000円の減額であります。内容については、AEDのハートセーバーコース受講のための費用ということで、救命講習を中学生が行うという、こういう予定にしておりましたけれども、これが中止になった関係で不用額を減額するというものでございます。

それから次のページに行ってくださいまして、予算書には21ページに入ります。

21ページの中ほどです。教育費、保健体育費、1保健体育総務費、003保健体育施設費というところで、指定管理料73万3,000円の計上がしてございます。これについては、グラウンドゴルフ場等のいわゆるコロナの影響額というところでの予算計上でございます。

それでは21ページの下です。

公債費、公債費、1元金、003長期債元金、町債償還元金ということで、これは文字どおり繰上償還のための予算計上。

それから、その下の2利子、003長期債利子、これについては金額の確定によるものというところで読み取りをください。

それでは、戻っていただきまして歳入でございます。7ページです。

○議長（安永 友行君） ちょっと時間がたちましたので、歳入は後ほどにして、ここで休憩します。10分間休憩します。

午後2時13分休憩

.....

午後2時24分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般会計の補正についての説明が途中で置いてあります。引き続き説明を行います。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、歳入予算について説明をさせていただきます。

予算書は7ページをお開きいただければと思います。

まず上からです。地方交付税、地方交付税、1地方交付税、まず普通交付税として2,943万9,000円の予算計上してございます。今回補正にかかる財源調整というところでお読み取りをください。それからその下の特別交付税2,976万円、これにつきましては、先ほど歳出のところで申し上げました保健衛生総務費の地域医療対策費、地域医療確保緊急対策事業補助金というところ、そこで説明申し上げましたけれども、その内容がこの部分というところで見ただけであればというふうに思います。先ほども申し上げましたけれども、いわゆる1病床当たりの単価これらについて増額改定があったことによるものというものでございます。

それから下にいったいただけると、見ていただきまして、国庫支出金、国庫補助金、1総務費

国庫補助金、まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金685万4,000円でございます。この内容につきましては、今回施設の指定管理料、それから自宅療養者に対する生活支援、それから広域消防への負担金、そうしたものがこの中に含まれてくるというところでお読み取りをいただければと思います。

それから、その下の空き家対策総合支援事業補助金120万円でございます。これは歳出のところ、空き家の除却費用の補助制度を創設するというような話をしましたけれども、その財源となるところ、国が2分の1というところでお読み取りをいただければと思います。

それから、その下の3衛生費国庫補助金であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保等事業費補助金であります。これは、予防費の予防接種費のところ、歳出については説明を申し上げました、それにあたるところでの予算、歳入予算というところで見いただければと思います。

それから、その下の健診結果等の様式の標準化整備事業補助金、それから健診情報連携システム整備事業補助金、この2つについては、歳出でいいますと電算管理費で説明を申し上げました番号法関連システム運営管理費における、内容的には健康診断結果の一元的活用という表現を用いましたけれども、その財源となる部分ということで見いただければと思います。

それから、その下にいただいて、県支出金、県補助金、1総務費県補助金、老朽危険空き家除却支援事業補助金60万円、これについては、県の補助でございまして、県の4分の1部分をここに予算計上をしているというところでもあります。

それからその下、5農林水産業費補助金、環境保全型農業直接支払交付金、これは先ほど歳出で農業振興費の中で説明を申し上げたところの財源となるところで見いただければと思います。

それから、予算書7ページの一番下ですけれども、財産収入、財産運用収入、1財産貸付収入、普通財産貸付収入として27万8,000円の予算計上がしてございます。内容につきましては、旧柗木中学校ここの敷地の賃貸料というところで見いただければと思います。

次のページに移っていただきまして、8ページです。

中ほどからですけれども、繰入金、基金繰入金、1財政調整基金繰入金です。これについては、今回の決算等から繰越金を今回積み戻すというものであります。

それから、その下の2減債基金繰入金です。これは、繰上償還原資として今回予算計上しているというもの。

それから、その下の4ふるさと応援基金繰入金、5まちづくり基金繰入金、これについては財源調整というところでお読み取りをください。

それから、その下の繰越金、繰越金、1繰越金、純繰越金1億3,976万6,000円、これについては、金額の確定による予算計上というところで見いただければと思います。

その次にめくっていただきまして9ページです。

町債、町債、15臨時財政対策債です。この予算計上についても、金額の確定による予算計上というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 16ページの一番上、予防費の感染症対策事業費で業務運営関係委託料として280万円で、これ8月31日にありました全員協議会の中でも、新型コロナウイルス感染自宅療養者等生活支援事業案として出されておるものですが、自宅療養に入るまでにどうか、できるだけ自宅療養にならないように県も努力しているとは思いますが、現状において、県が新たに宿泊施設の確保をすとか、医療体制上、感染者の入ることのできる病院等のベッドの確保、そういうものがこの間どのようになってきているか。といいますのは、今これより東京なんかの情報として自宅療養にかかった人が家庭内感染を起こしているということもありますので、可能な限り自宅療養における感染を防ぐという趣旨から、まず県の状況、そしてもう一つ、吉賀町でそういう自宅療養しなければならないというようなふうになったときに、どういった人たちがその対象になり得るのか。これも保健所が全部仕切ることになるとは思いますが、今持っておられる情報の中で、その点について説明をしてください。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず県の自宅療養に向けた状況でございますけれども、8月18日、全協のときにも申し上げましたけれども、あの時点でいわゆる第5波の感染については、まだピークが見えないという状況の中で、病床の余裕的なところから考えると、もう第4段階を超えているというような非常に危機的な状況であるという説明でございました。

そういった中で県といたしましては、これまで感染を確認された方について、全て原則入院という方針で臨んでおりましたけれども、それを実行いたしますと、いわゆる通常の医療の一般病床の確保でありますとか手術、そういったところへの通常の医療の提供ができないというふうなところで、今回自宅療養のほうへ方針転換をしてきたというところでございます。

基本的には、全ての方が自宅療養になるというのではなくて、判定については、まず感染が確認された後に医療機関と保健所のほうが連携をして、まず感染者の方のメディカルチェックをするというところで、そのメディカルチェックの部分と、あとは家庭的なところの状況がどうかというところで、先ほどありましたとおり、自宅療養するけれども、またそれが家庭内感染につながってはいけないというところで、基本的に家の中でゾーニング、例えば離れがあると、そ

ういったところがあれば自宅療養も可能であろうかと思いますが、通常家族がおられるところの一軒家の中でのゾーニングというようなところは、トイレであったり風呂場であったり共用部分がございますので、そこについてゾーニングするというのは難しいという判断されるのではないかというふうに思っています。

そういった方々を対象といたしまして、じゃあ入院以外どういった手があるかといいますと、いわゆる宿泊療養というところで、今現在8月18日の状況ですけれども、県においては133の宿泊療養所、県内にあります、近くで言いますと江津の少年自然の家などを宿泊療養所ということで活用していくと。自宅療養ができない方については、基本的にそういったところに入って療養していただくというような流れになるのかなというふうに思っております。

吉賀町の場合どうかというところ、ちょっと関連させて説明させていただきますと、基本的に自宅療養が可能という判断をなさるのが、まず基本的に65歳以上の方については、自宅療養はないというふうに、基準としては伺っています。それからあとは、呼吸器系とかに、65歳以下の方でもいわゆる基礎疾患がある方については、自宅療養という選択肢からは除外されるのではないかというようなところと、あとはその方の症状ですよね、そういった部分がないにしても、例えば息苦しさであるとか、あるいは血中の酸素飽和度が測定をした結果、基準値を下回っているとか、そういったいろいろな条件がございます、その条件を踏まえた上で医療機関または保健所、県のほうが自宅療養されるのか宿泊所に行かれるのか、あるいは入院治療になるのかというようなところ判断をされていくというふうに先般の説明会の中では、県からの説明があったところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。今の御説明でいきますと、自宅療養にならないと思われるという話ですが、65歳以上の方また基礎疾患がある、それから症状があるのはもちろんですが、実際にはゾーニング完全に分けて生活できるようなところというのは、極めて少ない中で、こうやって準備をされるわけですけども、まずは、先ほど133の宿泊療養施設ということでは言われましたけども、町からもそういう宿泊療養施設の拡大について、積極的に、県も一生懸命やっているというふうに私も理解するんですが、それでもなおかつ県のほうに頑張ってもらいたいということをしないと、自宅療養でわずかでも家庭内感染が起こるという可能性があるところは、自宅療養の対象にしないというぐらいの体制を本気にどうつくるかいうところ、改めて県にもそこら辺のはっきりとしていただく。

それから、先ほどの説明でも、こうだと言い切りでは、なかったもので、もう65歳以上の人は自宅療養の対象にはなりませんと、そういう言い切りをぜひ県のほうにはっきりと言ってもら

ということはあるのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 基本的に自宅療養か入院かの部分の基準については、県が、今ちょっとあれですが明確に65歳以上の方については除外をするという形で記載はしたペーパーが資料として提供がされておりますので、それとあと基礎疾患のあるなし、それから血中酸素濃度の関係、そういった部分については、基準として県が定めておりますので、それに基づいた判断を医療機関とともにされて決定をされるというふうに思っておりますので、その辺のところは明確になっているというふうに考えておるところでございます。

それから、家庭内感染を防いでいくというようなところで、今そのような形で対応しております。なかなか難しい部分もあるんですけども、吉賀町をはじめ、近隣市町のところにおきましても、保健所のほうから必要な情報提供なり協力要請なり、明確なものが出ましたら、我々も感染拡大を防止していく、また療養を支援していくというようなところ、そういった思いを持って県と一緒にやっていこうという思いはあろうかというふうに思っております。吉賀町についてもそういった思いをもっておりますので、今後そういった県の確保した宿泊療養所、不足する部分、例えばそれぞれの市町に対して、そういった該当できる活用できるような施設がないだろうかというようなところもありましたら、その部分については、町といたしましても様々な今の町有施設が使えないかというようなところも改めて検討し、そういった感染拡大に向けた療養体制ができるように、県とあるいは医療機関と圏域一体となって進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は13ページの高齢者福祉施設、002で老人福祉センター管理費補修工事費で149万1,000円ですか。あとはとの湯荘の補修工事費だと説明がありましたが、このところ、何年も何年もはとの湯荘の改修工事費ですとか、維持修理費ということで、何回も予算が計上されております。レジオネラ菌が出たときもそうですが、この際だから、今、はとの湯荘がある地域には、町の施設いろいろあるんですよ、特別養護老人ホームのとびのこ苑とか、そういう老人関係の施設とか。それから、公民館ですか、それと今の施設の隣に何か木造の施設とかいろいろあるんですが、この際だから、あっさりとなんかそういうことがないように、新しく総合的な老人の福祉施設を建設したらいかがですか。そうすると指定管理者も毎回、毎回、「ああここがめげたんだ、あそこがめげた」というてやるよりもいいじゃないですか。もう少し、柿木のあの地区を老人の福祉がきちんとできるような施設が総合的にできるというような施設というものを構想はできないものなんでしょうか、町長いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これは、これまで全員協議会でもいろいろ報告をさせていただきましたが、そもそもの話をすると、柿木地区にあります公共施設のあり方を検討させていただいて、なかなか難しい問題があるのではということ、その検討会議では結論が出ずに、結局ほかの施設もそうなのですが、総合管理計画の中の個別施設計画の中で考えていこうということ、今筋道ができておりますので、そちらのほうで、まずは検討させていただくということになるかと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 21ページの真ん中にあります003指定管理料ですが、先ほどグラウンドゴルフ場の分というふうに説明がありましたが、あそこにゴルフの打ちっぱなしがあるんですが、ここもコロナ関係で随分休業しておりましたが、ゴルフの打ちっぱなしの分については、対象になるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。21ページの中段の保健体育費の指定管理料のコロナの影響額について、対象となる施設は、大野原の運動交流広場とそれからスポーツ公園、それから真田グラウンド、この施設になります。大野原運動交流広場の中にゴルフの練習場とかそういうものが含まれるということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 17ページの農地費で坂折の排水路の整備として、解体撤去工事費として350万円上がっておりますが、詳細の説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、解体撤去工事費ということで350万円を計上させていただいております。詳細工事の内容につきましては、坂折池の解体工事で、ちょっと総務課長のほうから排水路というふうに説明がございましたけれども、仮設工につきましては、排水に係る費用が増加をいたしました。これは県道の排水溝がそこにつながっているという関係、山からの水が出ますので、これは思った以上にございました。坂折池の背面の山からというよりも道路部分からといたしまししょうか、そういった部分はトンネルのほうもございまして、そういった部分で、常時排水しなければなかなか開削ができないということがございました。そういった部分に不測の金額、水替工がかかってしまったということで、350万円の計上させていただいたという内容でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の御説明ですけれども、今の工事現場のほうに入る水量が非常に多くと、その排水をするのに費用はかかったというふうにお聞きをいたしました。この場所

におきましては、もともと山のほうに上がる道もあったということですが、そもそも前よりも幅の狭い、床版1枚ということで、以前は小さい車も通れたというふうにはお聞きをしていますけれども、そのような状況になっているわけですが、もともと関係者等との十分な協議がされていれば、今の水が入ることについての情報も十分キャッチできたのではないかとこのように思います。そういう情報というのは、最初の設計段階から得られることはなかったのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただいたと思います。

実際のところ、地元の地権者の方、池の背面の山の地権者の方から、もともと坂折池を止めている土手自体を赤道として設定がされて、その部分を通して背面の山に入られていたということでした。大変御指摘のとおり、事前のところでの調べができておりましたら、そういった部分についても地権者の方と詳しく協議ができたんじゃないかとこのように思っておりますけれども、実際工事をやって、その開削のところ、実は地元の方から山に行けなくなるというふうな情報が寄せられました。こちらとしましても、大変申しわけなかったんですけども、それにつきましては対策を考えるということで御理解をいただきまして、現在のところでは、地元の方についても御理解をいただいているということですのでございませうけれども、今回の水の部分につきましては、山からということでしたらそういった部分もあったんでございませうが、今回の部分については、どうしても県道のほうから多く入ってきているということで、これは切れることがなく、また雨が多かったということで、結構な水替えがかかってしまったということで、やむを得ずこうした仮設工の増額をさせていただきたいということでの内容でございます。繰り返しになりますけれども、地権者の方からは要望を伺いまして、それに対する対応ができるようにこちらとしても検討しており、またそのようにできるように頑張っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 現地は、前のトンネルですよね、あっちからと今の国道のところの交差点付近に土嚢を積んだりをして水が出るということについては、現地を見れば大体、言い方悪いんですけども、想定される、その水がどこへ行くかというの、ほぼほぼ感覚的に分かるんじゃないかという場所でもあったと思うんですが、そういうもつと設計する時点で、周りの環境の把握を丁寧に職員の方にしていただくということについては、今後の中でできるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 御指摘のとおりだと思っております。現地の状況等きちんと確

認をして、コンサルの報告に任せるのではなくて、やはりきちんとした協議があれば、やはり我々もきちんと見ておけば、こういったことも回避できたのかなと思っております。ただ、少なくともこれだけの常時替えないといけないほどの水がずっとあるということは、ちょっと認識になかったものですから、そういった部分が、やはり後手に回ってしまったということで、こういった形になってしまったということは、大変申しわけなかったと思います。今後はこういった教訓を生かしまして、きちんと現場が見られるように、職員とも考え方を一つにしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第29、議案第65号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）の質疑は保留をしておきます。

日程第30. 同意第13号

日程第31. 同意第14号

○議長（安永 友行君） 日程第30、同意第13号吉賀町教育委員会委員の任命同意について及び日程第31、同意第14号吉賀町教育委員会委員の任命同意についてを一括議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、同意案件2件につきまして、一括で上程をさせていただきます。

同意第13号吉賀町教育委員会委員の任命同意について。

下記の者を吉賀町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所 島根県鹿足郡吉賀町□□□□□□□□、氏名 坂田紀之、□□□□□□□□□□□□□□、令和3年9月7日提出、吉賀町長、岩本一巳。

提案理由、吉賀町教育委員会委員坂田紀之氏の任期が、令和3年11月11日をもって満了するため、次期委員を任命しようとするものであります。

続きまして、同意第14号吉賀町教育委員会委員の任命同意について。

下記の者を吉賀町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所 島根県鹿足郡吉賀町□□□□□□、氏名 齋藤義徳、□□□□□□□□□□□□□□、令和3年9月7日提出、吉賀町長、岩本一巳。

提案理由、吉賀町教育委員会委員齋藤義徳氏の任期が、令和3年11月11日をもって満了するため、次期委員を任命しようとするものである。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、本件については詳細説明は行いません。

提案理由の説明が終わりましたので、ここで一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 申しわけないんですが、教育委員会委員の任期というのは、これ任命したら何年間になるということですか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 1期4年でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） お二方の任命同意ですが、実際個人的にこのお二方の名前だけ示されても、どういう経緯で任命されたのかということも分かりませんので、少し経歴なり何なりをもう少し詳しくお伝えできるんならしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） ちょっと今詳しい資料を持っておりませんので、詳しい説明はできませんけども、坂田紀之さんに関しましては、今吉賀高校のほうで高校に関する高校支援室の関連の仕事をされております。それで、保育所等、またスポーツの関係でもいろいろと活動されている方でございます。教育委員会の委員に関しましては、平成25年の11月12日に最初に任命をされまして、現在2期目を務めていただいております。今職務代理をやっていただいているというような状況でございまして、今回同意をいただければ3期目ということでございます。

それから、齋藤義徳さんについては、この方も現在、吉賀高校の支援室のほうで業務していただいておりますけども、元教員の方でございまして、教育関係に関していうと、ほかの委員さんと合わせて4名いらっしゃいますけど、教員経験者ということで貴重な存在ということでございます。平成29年の11月12日から1期目をやっていただいておりますけども、今回同意をいただければ2期目ということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより、討論、採決を行います。討論、採決については、同意の13号、14号それぞれで行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第30、同意第13号吉賀町教育委員会委員の任命同意について、討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第30、同意第13号吉賀町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって日程第30、同意第13号吉賀町教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定をいたしました。

日程第31、同意第14号吉賀町教育委員会委員の任命同意について、討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第31、同意第14号吉賀町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって日程第31、同意第14号吉賀町教育委員会委員の任命同意については、同意することに決定をいたしました。

日程第32、同意第15号

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き、日程第32、同意第15号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、同意第15号吉賀町功労表彰者の選定同意についてでございます。

別紙の者を吉賀町功労表彰者に選定したいので、吉賀町表彰条例（平成17年吉賀町条例第4号）第8条の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月7日提出、吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては所管いたします総務課長より御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、同意第15号吉賀町功労表彰者の選定同意についての説明を行います。

最初に、表彰条例、それから規則、さらに審査基準について、参考資料で先に説明をさせていただければと思います。

資料31ページをお開きください。

まず、資料31ページの上からですけれども、吉賀町表彰条例の関係部分の抜粋を掲載しております。この内容につきましては、昨年と変更ありませんので、お読み取りをいただければと思います。

下がっていただきまして、下の吉賀町表彰審議会規則、これも関係部分の抜粋でありますけれども、ここにつきましては、昨年と一部変更がかかっております。第2条の部分で、組織の構成について規定をしておりますけれども、この中で、昨年までは町議会の議員2人というところが入っておりました。この部分につきましては、これまでも議員の皆さんというか議員から御意見をちょうだいしておまして、その内容がこの表彰者の決定に審議にあたって、こうして議会の同意をいただくというこういう手続きを取りますけれども、その前段で開催する審議会に議員の方が加わるのはどうかという、こうした御意見があったというふうに思います。これについてこちらで検討させていただきまして、本年度から町議会の議員2人というところを削除させていただいて、手続きを進めてきたというところが変更点であります。

資料をめくっていただきまして32ページです。

こちらには、審査基準の要綱というところで、表彰基準それから在職年数の計算方法などの具体的な部分を定めておるところですけれども、昨年度、基本的には変更をかけたところはございませんので、お読み取りをいただければというふうに思います。

こうした条例、それから規則そして要綱に基づきまして、本年7月に町から関係団体に対して推薦依頼を行いました。そして、関係団体等から推薦された方々につきまして、8月16日付で、町長から表彰審議会に諮問をさせていただき、8月18日に審議会を開催して審議いただき、8月24日付で審議会から町長へ答申をいただいたというこういう手続きをこれまで取っております。本日は、その結果をもちまして、同意議案として提出をさせていただいているというものであります。

そうしますと、議案にお戻りいただきまして、議案別紙の名簿を御覧いただければというふうに思います。それぞれの被推薦者の方々の功績につきましては、名簿右側の主な功績欄、こちら

を御覧いただければと思います。表彰区分、それからお名前のみ読み上げさせていただければと思います。

最初に産業経済功労といたしまして木村興志雄様、それから保健医療福祉功労として村本初美様、齋藤弘子様、横田通知雄様、渡辺サツ子様、渡辺芳明様、平岡克子様、福原武様、その他の功労といたしまして村上貢様、井川保様、河野良子様ということでございます。

以上、同意第10号についての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、このたび被推薦者として挙げられている人ですが、要綱の第2条で在籍年数の基準は10年以上とするとありますが、今回、この出された方は、一応10年以上在職していると理解してよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 議員おっしゃられるとおり、そのように御理解いただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第32、同意第15号吉賀町功労者表彰者の選定同意についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって日程第32、同意第15号吉賀町功労者表彰者の選定同意については、同意することに決定をいたしました。

日程第33. 人権擁護委員の推薦の件について

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第33、人権擁護委員の推薦の件を議題とします。このたび、お手元に配付したとおり、齋藤明久氏を候補者として推薦したいとして、意見を求められております。答申案の朗読は省略をいたします。

ここでお諮りをいたしますが、本件は、お手元の答申案のとおり意見を付して答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。日程第33、人権擁護委員の推薦の件については、お手元の答申案のとおり意見を付して答申することに決定をいたしました。

----- . ----- . -----

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれで散会いたします。御苦勞でございました。

午後3時14分散会
